

アプリであれば、各アセスメント項目の該当状況をリアルタイムで容易に更新することができ、ツールの効力が最大限に発揮されるだろう。本ツールにおいても、将来的なwebアプリ導入を想定しているが、現場の実態に即して、紙媒体でも使用可能なツールを作成する。

## 8.2 方法と結果

以上の目的を踏まえて、本セーフティアセスメントがどのような構成要素で構成されているか、また、セーフティアセスメント項目をどのように選定したかを本節で述べる。

### 8.2.1 セーフティアセスメントツールの構成要素

紙媒体でもなるべく理想的な使い方ができるよう、以下に示した4つの要素でセーフティアセスメントツールを構成する。

構成要素Ⅰ：一時保護(依頼)要検討項目(Sランク)

入力タイミング：通告から一時保護(または児相への通告/送致)の要否判断まで

構成要素Ⅱ：一時保護(依頼)検討項目(Aランク)

入力タイミング：通告から一時保護(または児相への通告/送致)の要否判断まで

構成要素Ⅲ：一時保護(依頼)検討項目(Bランク)

入力タイミング：一時保護(または児相への通告/送致)の要否判断後、援助方針会議まで

構成要素Ⅳ：意思決定と判断理由

記入タイミング：一時保護(または児相への通告/送致)の要否判断後

構成要素Ⅰの「一時保護(依頼)要検討項目(Sランク)」は、重篤虐待を示す項目である。通告受理から現認段階までに観察可能であり、かつ一時保護の要否判断に直結すると考えられる項目を、必須入力として設定した。なお、市区町村の場合には、一時保護の「依頼」として通告/送致を行うか判断する項目となるため、「一時保護(依頼)要検討項目」とした。その項目選定方法については次項で示すが、これらは重篤度・緊急度ともに高い項目である。「絶対」でないにせよ、本項目に該当した場合には一時保護(または児相への通告/送致)を特に検討すべきであり、“要”検討とした。一時保護(または児相への通告/送致)の要否判断までに入力されたい。

構成要素Ⅱ・Ⅲの「一時保護(依頼)検討項目」は、重篤虐待を予測する項目である。統計解析により重篤事態との関連性が高いと判断されており、該当した場合には一時保護(または児相への通告/送致)を検討されたい。項目選定方法については次項で示すが、中でも重篤事態との関連性がより高い項目をAランク(必須入力)、次いで関連性が高い項目をBランク(任意入力)とした。Aランクは一時保護(または児相への通告/送致)の要否判断まで、Bランクは援助方針会議までに入力されたい。

構成要素Ⅳの「意思決定と判断理由」は、アセスメントを経てどのように判断したのか、そして実際にはどのような対応をしたのか、記録を残すためのものである。A一時保護(依頼)に関する意思決定(一時保護要否の判断結果)、B緊急出動を行ったかどうか、C結果として一時保護(児相への通告/送致)を行ったかどうか、D一時保護(通告/送致)を行わなかった場合の理由、これら4点を記入するよう設定した。記入のタイミングは、一時保護(または児相への通告/送致)の要否判断を行った後となる。

## 8.2.2 アセスメント項目の選定方法

本ツールにおけるアセスメント項目は、以下の通り選定された。

### 【構成要素Ⅰ：一時保護(依頼)要検討項目(Sランク)】

令和元年度の調査研究で選定された重篤項目をもとに、令和2年度本事業の有識者検討委員の意見をふまえて、項目の統合・文言の改定を行なった。

令和元年度の全国調査においては、文献調査によって収集した項目に対し、回答者である現場実務者へ、主観的重篤度評定を依頼した。調査の結果得られた重篤度評定値や情報取得容易性得点をもとに、1)項目の重篤性：全国共通で重篤だと判断され、現場実務者からも合意を得られやすいこと、2)取得容易性：初動においても該当状況が確認しやすいことを重視して、重篤項目を選定した。さらに、現場実務者を含む検討委員の判断をふまえ、項目の削除と追加を行なった。

### 【構成要素Ⅱ・Ⅲ：一時保護(依頼)検討項目(Aランク・Bランク)】

本調査の対象となった131のセーフティアセスメント項目は、令和元年度の事業で得られたデータに基づく事前調査によって抽出された(本報告書第4章参照)。そして、これらの項目が重篤事態の予測にどれだけ貢献するかを解析的に評価した(本報告書第7章参照)。その結果選抜された上位35項目を、「一時保護(依頼)検討項目」として選定した。

セーフティアセスメントツールは、重篤事態の見落としを防ぐものでなければ意味がないが、現場での実用性を考えたとき、なるべく最小限の項目数であることも求められる。35という項目数は、その双方を出来る限り追求した結果である。解析的に抽出された予測貢献度の高い上位の項目だけを用いて重篤事態を予測した際、項目数15では予測精度(Accuracy)57.9%のところ、項目数35では71.7%まで向上した(本報告書7.4.6参照)。35項目という数は、当該解析に根拠を置いたものであることを強調しておく。

この35項目には、令和元年度の調査で、予測貢献度と情報取得容易性の高かった20項目も含まれていた。これら20項目をAランクと位置づけ、それ以外の15項目をBランクと位置づけた。つまり、Aランク項目は、比較的重要度が高いと評価された項目群である。

なお、これらの項目を用いたリスク予測モデリングを実践した場合の予測精度(Accuracy)が60%~70%であることは、第7章に示した通りである。ツールとして、同程度の予測的妥当性が担保されたものと考えられる。Aランクの20項目については、項目毎の信頼性(評定者間一致性)を検証し、ある程度の信頼性を維持していることも確認した(本報告書第6章参照)。

なお、この一時保護(依頼)検討項目には、“項目に該当した場合に、平均的には重篤であることの予測確率が下がるもの”も組み入れられている(詳細は第7章、特に表7.6を参照されたい)。理由は以下の3点である。まず1点目に、これらの項目は予測的妥当性(重篤事態予測の信頼性)を保つ上で重要な項目となっており、削除すると、機械学習を用いた予測的妥

当性が下がるためである。2点目として、限られたデータから算出されたサンプリングバイアスにより、重篤かどうかの予測に偏った影響を与えている可能性が考えられた。そのため、今後の試行を経て、本当に重篤でないかどうかを照合することが不可欠だからである。最後に3点目として、これらの項目単体では重篤となることは少ないが、他の項目と組み合わせることで、重篤だと予測される可能性が考えられたためである。いずれにせよ、これらの項目に該当したからといって全て重篤と予測されるわけではないが、統計的には重篤な事例と関連していることをご理解の上、本ツールを活用頂きたい。

また、有識者検討委員の意見をふまえ、一部項目についての統合や追加と、文言の改定を行ったほか、Aランク・Bランクに分けて項目の番号を振り直した(A-1～A-19、B-1～B-12とした)。

### 8.2.3 有識者による議論を経たセーフティアセスメントツール最終案

前項では、第7章までの解析結果をもとに、セーフティアセスメント項目を選定したことを説明した。選定された項目を組み入れたツール草案を元に、有識者による検討を重ねた。項目の統合や文言の改定をはじめ、ツールの構造や入力タイミングまで、さまざまな意見が提出された。重篤な事態を網羅しているか、現場の感覚とズレがないか、実際に適切な活用がなされるか、といった議論を経て、最終案が作成された。草案(第1案)から最終案に至るまでの詳しい経過と、有識者検討委員の意見については、巻末資料に掲載したので参照されたい。本事業で作成したセーフティアセスメントツールの最終案は、A4両面1枚のシートとなった。以下では、表面・裏面それぞれを紹介する。

#### 【表面：一時保護(依頼)要検討項目とプロフィール欄】

表面(図8.1)には、重篤虐待を示す56項目を「Sランク・一時保護(依頼)要検討項目」として設定した。1つでも該当する場合には、一時保護または児相への通告/送致を要する項目となる。項目該当の基準は、「①それを引き起こした不適切な行為が確認されている」「②行為が行われた疑いがある」「③状況について合理的な説明がない、または経過不明」のいずれかに当てはまるかどうかである。1. 重篤身体的虐待 2. 重篤ネグレクト 3. 性的虐待の疑い 4. 重篤なその他虐待及びその疑いのそれぞれについて、①②③のチェック欄と、項目番号の記入欄を設けた。なお、性的虐待については、性的虐待対応のガイドラインに基づき、疑いがあった段階で調査保護が必要なため、「性的虐待の疑い」とした。重篤心理的虐待ではなく、その他虐待としているのは、心理的虐待以外の可能性や、種別が複数に併存する場合があるためである。

一時保護の要否判断(市区町村は児童相談所への通告/送致の要否判断)までに、①②③のどれかに当てはまるかをチェックする(複数選択可)ほか、任意で該当する項目番号も記入してもらえよう設計した。1. 重篤身体的虐待 2. 重篤ネグレクト 3. 性的虐待の疑い 4. 重篤なその他虐待及びその疑い のどれかに該当したかどうかだけでなく、どの項目に該当したかのデータを蓄積することができれば、より有意義な検証ができる。

現場運用上の必要性だけでなく、今後のデータ蓄積・検証を前提に、基本情報とアセスメント情報を紐づけられるよう、プロフィール欄を設定した。子ども虐待対応の手引きにある「虐待通告受付票」の付票としても利用可能である。

#### 【裏面：一時保護(依頼)検討項目と意思決定記入欄】

裏面(図8.2)では、重篤かどうかを予測する項目を「一時保護(依頼)検討項目」として設定した。その中でも、予測に強く貢献する項目をAランク(必須入力)とし、次いで貢献する項目をBランク(任意入力)として設定した。ツール表面の「一時保護(依頼)要検討項目」のようにその項目事態が重篤虐待を示すものではないが、該当する場合には一時保護(または児相への通告/送致)を検討されたい項目となる。本項目が示す具体的な状況については、添付資料ガイドブックの巻末に掲載したため、参照されたい。

下部には、一時保護(または児相への通告/送致)の要否判断(意思決定)と、結果として一時保護(または児相への通告/送致)を行ったかどうかを記入する「意思決定と判断理由」欄を設けた。アセスメントを受けて「一時保護を要する(児相へ通告/送致を要する)」と判断しても、結果的に一時保護を行わなかった/できなかった(児相へ通告/送致を行わなかった/できなかった)場合もありうる。そうした判断と実際の対応に違いが見られた事例については、判断基準と対応基準が妥当であるか検証すべきである。そのためには、実際の対応結果をアセスメント項目該当情報と併せて、データを蓄積・検証する必要があるため、この「意思決定欄」を設けた。

本ツールの詳細については、添付資料ガイドブックを参照されたい。

作成日時	〇〇〇〇年〇月〇日(〇)	識別番号	〇〇〇〇〇	児童名	〇〇 〇〇〇
年齢	〇歳	性別	(男)・女・その他	虐待種別	(身)性・心・ネグ
住所	〇〇県〇〇〇市〇〇町〇-〇-〇	受付経路	〇〇〇〇		
主訴	〇〇〇				

一時保護(依頼)要検討項目		
1.重篤身体的虐待 ※1つでも該当したら、いずれか(複数可)に✓ (該当する番号を記入:任意) □①それを引き起こした不適切な行為が確認されている ( ) ☑②行為が行われた疑いがある ( 5, 11 ) □③状況について合理的な説明がない、または経過不明 ( )	1	頭蓋内損傷・頭蓋内出血がある(不慮の事故によるものの確認がないもの)
	2	眼底出血・網膜剥離・水晶体脱臼などの眼科所見がある(不慮の事故によるものの確認がないもの)
	3	内臓損傷・腫脹・出血がある(不慮の事故によるものの確認がないもの)
	4	毒物・薬物等による中毒症状(飲まれるなどによる)がある
	5	頭部・顔面・胸部・腹部の打撲痕がある
	6	帯状痕や二重条痕などの特徴的な形状の創傷がある
	7	新旧の多数の創傷・骨折痕がある(不慮の事故によるものの確認がないもの)
	8	身体各部に拘束痕を疑う傷がある(不慮の事故によるものの確認がないもの)
	9	熱傷、熱傷痕、高熱の液体がかかったとみられる熱傷、熱傷痕がある(不慮の事故によるものの確認がないもの)
	10	頸部絞扼痕(首絞め)を疑わせる絞扼痕がある
	11	殴る、蹴る、叩く、踏みつけるなどの暴力によって生じる可能性がある重度の傷・あざ、骨折がある
	12	道具による暴力行為によって生じる可能性がある重度の傷・あざ・骨折がある
	13	児童の安全を守れる監督者がいない状態で危険にさらされる戸外にいる(締め出しの疑い)
	14	頸部絞扼(首絞め)の目撃・報告がある
	15	児童を溺れさせる(風呂等に沈める行為を含む)
	16	児童の鼻と口をふさぐ(乳幼児の場合は布を顔にかける行為を含む)
	17	児童を縛りつける、トランク・箱などの閉所に出入りできないようにして閉じ込める、児童を布団蒸しにする
	18	殴る、叩く、蹴る、踏みつける、あるいは道具による暴力行為など、児童がけがを負う危険性がある
	19	乳幼児を立て抱きにして前後に激しく揺さぶる・投げ飛ばす・床に落とす
	2.重篤ネグレクト ※同上 □①( ) □②( ) □③( )	20
21		その他重篤な身体的虐待
22		器質的な理由によらず児童の身長または体重が標準身長・標準体重の-2SDを下回っている
23		児童が遺棄、置き去り、放置(車内含む)されている。または、監護責任者不在での夜間徘徊がある
24		児童が疾病などにより衰弱している状態のまま放置されている
25		養育者の監護なしに、児童だけでは危険な環境におかれている
26		感染症、乳幼児の下痢、慢性疾患、または重度の外傷等があるが病院を受診させていない
27		養育放棄がある、または養育者が児童の養育(医療的対応含む)に関して無関心・拒否的「世話をしたくない」等の訴えがある
28		異物や不適切な薬物を、児童が勝手に飲めしてしまう環境がある
29		その他重篤と判断するネグレクト
3.性的虐待の疑い ※同上 □①( ) □②( ) □③( ) ※性的虐待の対応ガイドラインに基づき、疑いがあった段階で調査保護(通告/送致)を検討する	30	児童に、説明のつかない性感染症や性器、肛門、もしくは下腹部に傷または異常がある
	31	児童の具体的で詳細な性暴力被害の訴えがある
	32	被害詳細は不明ながら、児童から、性被害を疑わせる発言がある
	33	児童が、年齢不相応な性的興味、関心および知識を持っている(状況確認の上で保護の要否を判断する)
	34	児童が性的な過剰な表現をする(被害経験の疑い)
	35	性器、口腔、または肛門への侵入を伴う行為がある
	36	直接、もしくは着衣の上から児童の身体に触る、または触らせる
	37	性器や性交を見せる
	38	児童をポルノグラフィーの被写体にする
	39	児童に売春や援助交際を強要する
	40	養育者が着替えを覗いたり、一緒に入浴することを強要するなどの行為がある
	41	性的描写のある物品を児童に見せる状態にしている(状況確認の上で保護の要否を判断する)
	42	児童に対して卑猥な言葉を発する(状況確認の上で保護の要否を判断する)
	43	性的虐待が懸念される環境や状況(加害者が児童に接触できる等)がある
	44	その他、性的虐待(疑い含む)がある
	4.重篤なその他虐待及びその疑い ※同上 ☑①( 50, 56 ) ☑②( 54 ) □③( )	45
46		児童自身が保護、または救済を求めている
47		養育者により、児童に不適切な薬物投与がなされている(意図的かどうかを問わない)
48		養育者が児童に心中や自殺を強要する行為、もしくは発言がある。または児童に自傷行為や自殺企図があるが、養育者が適切な医療受診をさせていない
49		養育者が児童の保護、もしくは救済を求めている、または現状解決されていない養育上の課題に対する解決方法を求めている
50		養育者から、「このままでは何をするかわからない」「児童を殺してしまいそう」などの自己制御困難に関する訴えがある
51		虐待行為の可能性が高いと判断されるにもかかわらず、養育者が虐待を否定する
52		養育者の自殺企図、親子心中の未遂、または「死にたい」「殺したい」などのほめかしがある
53		世帯がその日の生活に困るような生活困窮状態にある(ライフラインが止まる可能性があるなど)
54		家庭内で、身体暴力によるDV、または暴言が発生している
55		児童および養育者の居所が不明
56		養育者や児童が、別の養育者に対して「殺されるかもしれない」「何をするかわからない」等の確信めいた不安や恐れを訴える
57		当該児童の安全が疑われ、かつ、きょうだいに虐待死、死因不明死、または事故死情報のいずれかがある

図8.1 ツール最終案・表面

一時保護(依頼)検討項目			はい	いいえ	不明	
A ランク・必須入力 一時保護(通告/送致)の 要否判断まで	A-1	外傷	養育者の説明の回避、または説明内容に疑念がある	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-2	家庭環境	支援や介入の困難、または支援のための資源が不足している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	A-3		養育負担の偏りがある、または夜間監護がない	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-4		養育環境が不適切である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	A-5		経済不安、または就労の不安定さがある	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-6		情緒的な問題、対人距離、または愛着関係に課題がある	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-7	児童	養育者を過剰に支持する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	A-8		育てにくさがある児童である	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-9		養育者に対して挑発やエスカレートする行為がある	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-10		摂食や排泄の異常、または喘息やアレルギーがある	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-11	養育者	過剰なしつけ、体罰での暴力、正座等の強制、または暴力のほのめかしがある	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-12		養育者の都合が養育より優先している、生活が自己中心的である、態度から事態改善が見込まれない	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-13		育児スキルの不足や育児の不履行がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	A-14		怒りや突発的事態への対処が困難	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-15		支援の拒絶、回避、もしくは無関心さがある、または支援者への態度に一貫性がない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	A-16		精神科の通院歴、不安定さ、判断力の減退、または養育困難さがある	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-17		養育者の家庭外ストレスがある	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-18	過去	児童に被虐待歴がある	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-19		きょうだいに相談歴、一時保護歴、または措置歴等がある	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B ランク・任意入力 援助方針会議まで	B-1	外傷	噛み傷、わずかな傷、または説明されない傷がある	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-2	家庭	家族構成、または同居人に変化がある	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-3	児童	児童の身体に打撲痕や内出血などの外傷がある	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-4		学業上での課題を抱えている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	B-5	養育者	通告による傷つきやプレッシャーを感じている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-6		虐待の黙認、擁護、認識欠如がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	B-7		夫婦間葛藤、対立、もしくは話し合いの困難さがある、または夫婦間の立場が対等ではない	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-8		支援者への攻撃性がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	B-9		「若年出産(10代での妊娠・出産)である	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-10		人前での暴言や暴力がある、または泣いてもあやさない様子がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	B-11		物質や行為への依存がある、または発達障害の診断や疑いがある	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-12	他	今までに経験したことのない事例である	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>意思決定と判断理由</b>						
A	一時保護(依頼)に関する 入力時点の意思決定	児童相談所: 市区町村:	<input type="checkbox"/> 在宅支援 <input type="checkbox"/> 要支援	<input type="checkbox"/> 指導あり <input type="checkbox"/> 要保護	<input checked="" type="checkbox"/> 一時保護 <input type="checkbox"/> 児相へ通告/送致	
B	緊急出動を行ったか		<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		
C	一時保護(児相への通告/送致)を行ったか		<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		
D	一時保護(通告/送致)を行わなかった場合の判断理由		<input type="checkbox"/> 泣き声通告 <input type="checkbox"/> 安全が確保 <input type="checkbox"/> 程度が軽度	<input type="checkbox"/> 児童が保護拒否 <input type="checkbox"/> 他機関が 近日訪問予定 <input type="checkbox"/> DV・面前暴力	<input type="checkbox"/> 関係機関の反対 <input type="checkbox"/> 保護(送致) 調整が困難 <input type="checkbox"/> 特定妊婦	
自由記入欄						

図8.2 ツール最終案・裏面

ツール最終案に至る議論でも有識者からも指摘されたように(巻末資料参照)、セーフティアセスメントツールが誤用される危険性もあり、活用にあたって注意すべき点が多い。また、本研究の全国調査でも、回答者から「セーフティアセスメントツールの評価指標を具体的に明示したガイドラインがあるとよい」「人による評価の差を抑えるために研修が必要だ」という意見が得られた(第5章参照)。適切にセーフティアセスメントを行うには、事前知識が必要となる。

こうした背景を踏まえ、ツールだけではなく、活用方法や留意事項をまとめたガイドブックを作成した(本報告書添付資料)。作成にあたっては、有識者検討委員の意見を最大限組み入れ、本ツール活用の助けとなるよう心がけた。本ツールの活用を検討される皆様には、必ずガイドブックをご一読いただきたい。

## 8.3 課題と展望

### 8.3.1 今後の課題

セーフティアセスメントの課題として、児童相談所・市区町村によっては、アセスメントを行った上で判断するのではなく、一時保護等の判断後に、事後確認的にアセスメントツールへ記録するケースが多いのではないかと懸念がある。本来、セーフティアセスメントの在り方としては、重篤かどうかを評価した上で、一時保護や児相への通告/送致が必要か検討するという順序になる。後からアセスメント項目を確認しても、既に一時保護するか/しないか(児相に送致するか/しないか)決定している状況では、該当/非該当の判断にも、バイアスが生じてしまう。

今後の理想としては、現地の訪問時にもアセスメント項目を参照しながら、見落としがないか確認し、その場で明らかになった情報をもとに、その都度入力していくような形が望ましい。紙媒体のセーフティアセスメントツールでは随時更新していくことは難しいかもしれないが、少なくとも、一時保護や児相への通告/送致をするかどうかの「判断前に」セーフティアセスメント項目を確認されたい。

また、本研究の限界として、本アセスメント項目は、収集したデータの範囲内で検証できた結果に基づいており、重篤事態の全てを網羅できていないわけではない。本事業および令和元年度の研究や既存アセスメントツールの知見、国内外の先行研究を基に項目を抽出しているが、決して十分ではない。児童相談所の職員や市区町村の担当者が、本ツールの項目では測ることができない情報をもとに、子どもの安全が疑わしいと考えた場合には、ためらわずに一時保護や児相への通告/送致といった対応を講じる必要がある。

今後、引き続きデータの蓄積・検証を行うことで、本事業で作成したアセスメントツールをさらに洗練してゆく必要がある。加えて、子どもの死亡事例検証や子どもを取り巻く環境の変化(COVID-19)、DV家庭における子どもへの影響、ヤングケアラーによる子どもへのストレス影響など、新たな知見についても組入の検討が求められる。アセスメントツールは、継続的な改良・更新が前提となるものである。

本ツールの改良へ繋がる今後の課題として、ニーズアセスメントの可能性に触れておく。本ツールは「セーフティアセスメントツール」のため、「子どもの安全を脅かす観点」に焦点をあてた項目がほとんどだが、「その事象に対し、養育者がどのような態度であるか」と

いった観点も含めて項目を細かく設定すると、ニーズアセスメントへも発展されること  
できる。例えば、A-4「養育環境が不適切である」という項目があるが、“不適切な養育環境  
がある”だけでなく「養育者がそれを認めている」「養育者が再発防止策を提案している」  
場合、それを否認する場合と比べて、改善の見込みがあることも考えられる。このように、  
事象の有無だけでなく、それを「養育者が認めているかどうか」「それに対し養育者がどの  
ようなことができるのか」なども区別して項目を設定すると、ストレングスや必要と判断さ  
れる支援を発見できるニーズアセスメントにつながる。本ツールを活用し、データが蓄積さ  
れていけば、このような項目設定について検証することもできる。

### 8.3.2 セーフティアセスメントツール利活用に向けた提案

本セーフティアセスメントツールを活用し、データが蓄積されていけば、より効果的に子  
どもの支援のあり方を変えていくことにつながる。以下では、①データのデジタル化とツ  
ールのアップデート、②データによる検証と判断の質向上、③データを用いた政策や人員配置  
予算の検討、これら3つの観点から、具体的な今後の展望を述べる。

#### ① データのデジタル化とセーフティアセスメントツールのアップデート

セーフティアセスメントの記録は、初期に活用されるその性質上、予後と比較検討する際  
の重要なベースライン(指標)となる。そのため、基本情報だけでなく、子どもの安全にどの  
ような問題があったのか、データとして保存することが重要である。これまでは、各自自治体  
がカスタマイズしたアセスメントツールを紙媒体で使い、公文書記録として保管してきた。  
しかし、全国的に一時保護が必要となった重篤度のラインを可視化し、共有することができ  
れば、業務が適切であったか検証することができる。また、検証を通して、より適切な形へ  
とアセスメントツールをアップデートしていくことが望ましい。今後は、単なる公文書記録  
として保管するだけでなく、データとして利活用することが求められる。こういったリスク  
情報を蓄積し、利活用していくためには、リスク情報そのもの(ある事例の基本情報やアセ  
スメント項目該当状況など)がデジタル化されていることが前提となる。データの蓄積を見  
据えた情報管理システム等の整備が望まれる。

#### ② データによる検証と判断の質の向上

収集・蓄積されたデータは、それらを集計し、解析することで初めて現場に役立つ知見と  
なる。例えば、どのような事例で保護が必要であったか、または必要でなかったかなどにつ  
いても、データがデジタル化されていれば、統計的に検証が可能となる。各児童相談所や市  
区町村において、限られた情報から現場担当者と管理職が見落とすべきでない項目を振り返  
ったり、業務全体を見直す際の参照資料とすることができる。

データによる検証を行う第一義は、子どもの安全のためである。特に、情報の不足する初  
動の段階では、蓄積されたデータから導き出された知見が助けになり、リスクの見落とし防  
止に貢献すると考えられる。データ検証とその知見の活用は、子どもを守る判断の質の向上  
につながる。そしてそれは、経験の浅い職員へのサポートだけでなく、経験が長い職員にも  
寄与するものと考えられる。例えば、経験が長い職員ほど「過去に自分が担当した事例と比  
べて、新しく担当する事例の重篤度は軽い(重い)」などの判断バイアスが強く発生すること



もあると言われている。客観的な数値情報を参照することは、そのような個人的な経験バイアスに気づき、適切なバランスを取ることに貢献するだろう。

データによって、より効果的に子どもの支援のあり方を変えていく、その第一歩がデータを用いた検証である。過去データの解析結果は、今後ICTやAIが導入され、訪問先等の現場でリアルタイムに参照することができれば、実務的な効果を最大限に発揮すると考えられる。データを用いた判断を適切に行うには、必ず練習期間や研修会などのトレーニングが必要となる。現場での確かな判断を行うためには、データ解析情報の参照の仕方を学び、データ解析結果を最大限利用できるようにすることが重要である。このような視点は、人工知能（AI）の効果的な活用とも深く結びついていくと考えられる。データ利活用の効果を最大限発揮するためには、どのように使えばよいのか、事前の知識とトレーニング、およびそのフィードバックを繰り返すことが重要である。そのため、「データの収集→データの解析→研修会による解析結果の解釈→業務をアップデート」といった繰り返しが、判断の質の向上のために求められる。

### ③ 児童相談所と市区町村の間での連携強化

本ツールでデータを蓄積していくことで、児童相談所と市区町村の連携強化へも新たな可能性を生み出すことができる。児相と市区町村の適切な連携のありかたや業務のバランスについては、既に課題意識が発生していると言われている（厚生労働省、2020b）。

児童相談所と市区町村の両者で共通して本セーフティアセスメントツールを活用し、データを蓄積することで、両者の見解の不一致の改善や、地域・事例の特徴による、通告/送致の傾向などが検証できる。連携には「顔が見える関係」も当然大事だが、それだけに留まらず「データで検証した連携の仕組み化・ルール化」を行うことも重要とされる（厚生労働省、2020b）。連携の仕組み化・ルール化について整備する際に、リスク認識の共有は中核の一部を構成する。本アセスメントツールは、その参照資源として活用できるだろう。

### ④ データを用いて政策や人員配置予算を検討する

データを用いた検証は、目の前の子どものためだけでなく、必要な人材配置や予算請求の政策決定にも重要な根拠を与えるものである。福祉行政報告例の当該年度の通告件数のみでは、現場の業務量を適切には示すことはできない。虐待通告1件であっても、非常に重篤で長期間対応が求められる事例もあれば、すぐに終結できる事例もあるためである。セーフティアセスメントツールは、そのような1件が重篤かどうかを評価することで、進行管理中の事例の優先順位付けや、所長や課長による業務量の実態に沿った体制管理にも役立つ。即ち、管轄区域の子どもの安全を守るために、どのような政策が必要なのか、それを達成するための人員配置、適切な予算を算出する際にも、セーフティアセスメントのデータは重要な価値を持つ。

本節で述べた考察は、次章以降でも再度詳細を検討していくこととする。

## 第9章 本ツールと既存ツールの位置づけ

### 【第9章の概要】

本章では、前章で構成したセーフティアセスメントツールの性質や役割を既存のツールと比較した上で、業務フローにおける本ツールの利用場面や利用方法について説明する。

#### 9.1 本ツールと既存ツールの対象

本セーフティアセスメントツールの対象は「通告からの初期調査において一時保護の要否判断(または児相への通告/送致の要否判断)を経た援助方針会議までの場面」、および「在宅指導継続中のある時点で、現状方針を見直し、一時保護を再度検討する場面」である。これらの状況において、子どもの安全が疑わしい場合に、一時保護(または児相への通告/送致)の必要性を判断するためのツールである。児童相談所の職員と市区町村の職員、両者の利用を想定している。

一方で、同じく一時保護の要否判断を目的としているのが、子ども虐待対応の手引きに掲載されている「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」(厚生労働省, 2013)である。名称の通り、一時保護の要否判断に特化しており、児童相談所職員が利用するものだ。

その他、代表的な既存ツールは、平成29年に厚生労働省から通知があった「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」(厚生労働省, 2017)だろう。こちらが対象とする範囲は広く、通告から終結までの情報収集とリスクの見立てを総括し、主に支援のプランニングを目的としている。

そのため、本セーフティアセスメントツールは、「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」に取って代わり、「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」とは並立共存するものとなる(図9.1、図9.2参照)。

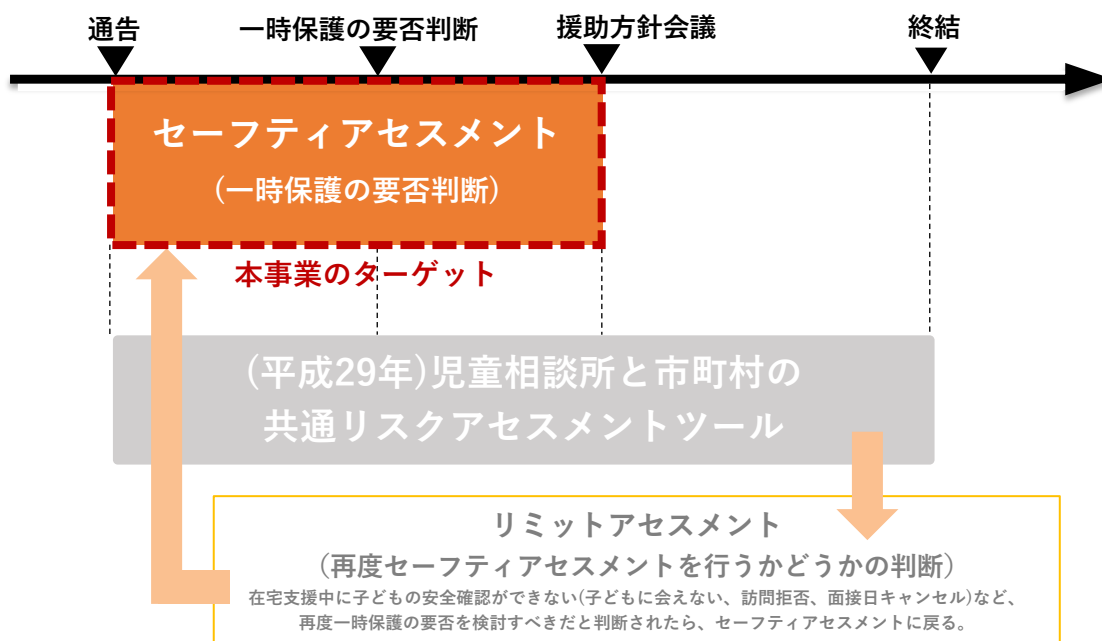


図9.1 共通リスクアセスメントとセーフティアセスメントのターゲット範囲

(児童相談所の場合)

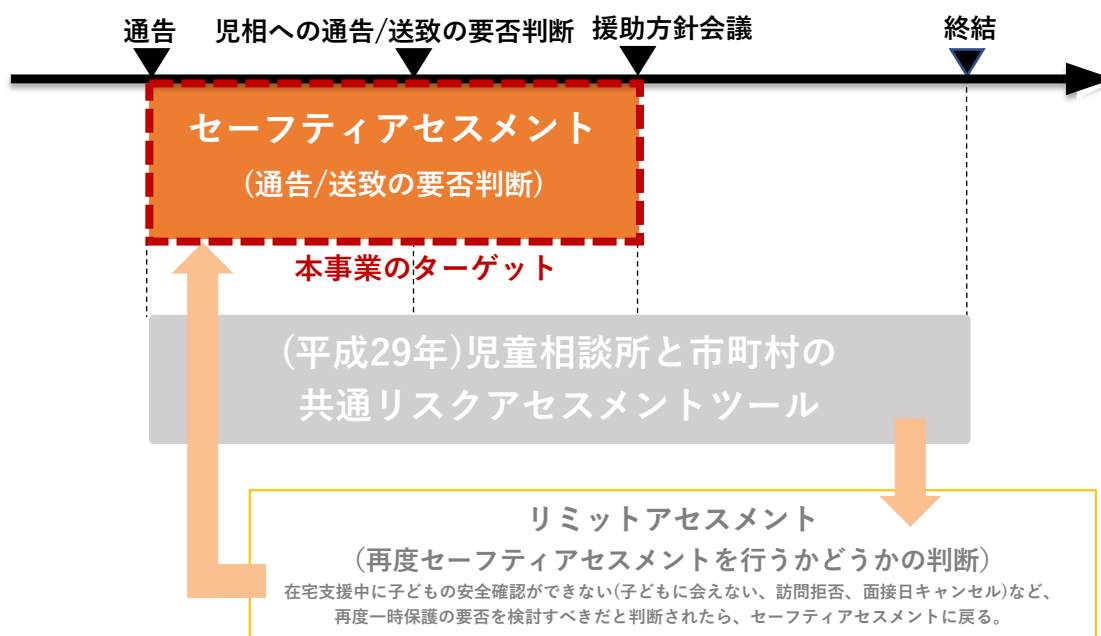


図9.1、図9.2に示した通り、本調査事業で作成したツールは、通告から一時保護(または、市区町村から児相への通告/送致)の要否判断を経て、援助方針会議までに使用される。一時保護の要否判断という目的は、「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」とも重なるが、本ツールは、より広い範囲を網羅できるよう改良されたツールといえるだろう。

## 9.2 本ツールと既存ツールの比較検討

以下では、本ツールと既存ツールの異なる点、および改良された点を比較し説明する。既存ツールについて、「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」を①とする。また、平成29年3月31日に厚生労働省より通知(雇児総発0331第10号)があった「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」を②とする。そして、本セーフティアセスメントツールを③とし、以下に記載する。

### 9.2.1 設計思想の比較

① の設計思想は、(A)一時保護の要否判断は担当児童福祉司個人の判断であってはならず、(B)所内会議等を通じた組織決定は無論のこと、外部との連携も含め、できる限り客観的で合理的な判断をしなければならないという二つの原則事項を達成することを目指している。

- ② の設計思想は、組織決定アセスメントアプローチ(第1章参照)に基づく「アセスメント」の枠組みを規定したものである(厚生労働省, 2017)。他のツールからの知見、臨床的判断やケースワーカーの経験的知識、地域に特有な観点などを組み込むことができる柔軟性や、異なる複数のリスク要因の組み合わせなどから生じる重みを総合的な視点から判断できることを目指している。
- ③ の設計思想は、データ検証という科学的根拠に基づいて選定されたアセスメント項目をもとに、共通の基準で重篤かどうか評価できることを目指した。児童相談所と市区町村が共通して使い、子どもの安全が疑われる場合に児童相談所による一時保護が必要かどうか、または市区町村による児童相談所へ通告/送致が必要かどうかを判断することが目的である。初動段階で情報が集まらない段階でも、重篤と考えられる一定の基準を、データに基づいて示したと言える。

### 9.2.2 ツールを使用するタイミングの比較

一時保護の要否判断に活用するという点で、①と③の使用するタイミングは重なっているが、③本ツールは、その判断を経た援助方針会議までの使用を想定している。実際の業務フローにおけるツール入力タイミングは、次項で示すが、「一時保護の要否判断まで」に入力する項目と、「その後援助方針会議まで」に任意で入力する項目を設定した。

一方、②と③を使用するタイミングは異なる。②は、情報収集から情報共有、ケースの役割分担とさらにケースプランニングまでと、通告から終結までを網羅的に扱っている。だが③は、その中でも特に初期段階において、見落とすと重篤になる可能性があるアセスメント項目に焦点を絞っている。(図9.1、図9.2参照)。

### 9.2.3 その他の比較

その他の違いも含めて、3つのツールの特徴について表9.1にまとめた。

表9.1 本ツールと既存ツールの比較

	誰	いつ(タイミング)	目的	普及率	根拠	構成	標準化
①一時保護決定に向けてのアセスメントシート	児相	通告から保護要否判断まで	保護要否判断	全国	現場の知見	選択式	カスタマイズ
②児童虐待に係る児童相談所と市区町村の共通リスクアセスメントツール	児相 市区町村	通告から終結まで	プランニング	全国	現場の知見	記述式	カスタマイズ
③本事業セーフティアセスメント	児相 市区町村	通告から援助方針会議まで	保護要否判断	今年度初出	7000件データ +現場の知見	選択式	統一された項目

一つ目に、現場での普及率が異なる。①②は時間を掛けて全国の現場に広まっており、認知度がとても高い。同一のものがそのまま使われているとは限らず、各自治体でカスタマイズされていることもあるが、広く普及している。

二つ目に、ツール作成の背景が異なる。①②は、現場の経験を定性的にまとめられた項目で構成されており、裏付けとなるデータ等はほとんど公開されていない。一方、③の作成に

おいては、①②の知見をベースに、先行研究からその他アセスメント項目を洗い出した上、全国Web調査のデータに基づいて重篤度を予測する精度が高い項目を選定した。また、現場で児童虐待対応にあたる専門家を含んだ有識者会議での検討を経ている。現場の知見も取り入れた上で、これまでの研究や実際のデータによる科学的なエビデンスに基づいた判断ができるよう、改良されたといえる。

三つ目に、ツールの記入形式が異なる。①は選択肢のみ、②は自由記述がほとんどを占める一方、③は選択肢(アセスメント項目)のみで構成される。児童の基本情報を記入するプロフィール欄と、一時保護を行わなかった場合の理由を記入する欄はあるが、それさえも理由の選択肢から選べる場合には記入を必要としない。5章で明らかになったように、現場は多忙なため、なるべく項目は選択式が好まれていた。そのため、③は自由記述中心の形式より、時間を節約でき、かつ使いやすくなったといえるだろう。

これまで述べたことからわかるように、本事業の「③セーフティアセスメントツール」は、「①一時保護決定に向けてのアセスメントシート」と「②児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」の知見がベースになっており、①に取って代わり、②と共存できる内容と位置づけられる。

①と②については、定性的な利用や研究は進んできたが、定量的なデータを用いた研究はほとんど見当たらない。①②をベースに、かつ現場から得たデータにより項目を選定した本ツールは、科学的なエビデンスに基づいている点で有用といえる。ただし、①と②は時間を掛けて全国の現場に広まっており、認知度がとても高い。本セーフティアセスメントツールは今後試行的な検討が必要である。今後の課題としては、現場と協働し試行を行った上で、現場からのフィードバックを得ながら、本ツールの有用性を検証し、必要に応じて項目の修正や使用方法について合意形成を行っていく必要がある。

### 9.3 本ツール利用時のフローチャート

本ツールの対象や、その目的については前述した通りだが、本節では、業務で活用する際の具体的なフローについて述べる。まず、使用する場面として、以下に示す通り2つを想定している。

- 1：虐待通告を受理した場合
- 2：在宅支援継続中の事例において、子どもの安全が疑われ、一時保護(または市区町村による児童相談所へ通告/送致)の要否判断が、再度必要な場合

いずれかの場合、セーフティアセスメントツールの入力を開始することになる。これらの状況において、実際にツールへ入力するタイミングは、大きく分けて2段階となる。(図9.3)

#### 1段階目：通告から一時保護の要否判断まで

(市区町村は通告から児童相談所へ通告/送致の要否判断まで)

ここでは、初動の段階で判明した事実(疑いを含む)をセーフティアセスメントツールの項目と照合し、重篤かどうかを評価されたい。その結果、児童相談所は一時保護が必要か、市区町村は児童相談所へ通告/送致を判断することが目的である。重篤かどうかを評価するために、ツール表面・一時保護(依頼)要検討項目(Sランク)と、ツール裏面・一時保護(依頼)

検討項目のAランクを必須で入力されたい。任意入力である一時保護(依頼)検討項目のBランクについても、可能であれば入力されたい。

不確かな情報が多いため、この段階では情報が集まらず、アセスメント項目へも「不明」としか入力できないことも多いと思われるが、その場合には「不明」と入力されたい。

#### 2段階目：1段階目を経て、援助方針会議まで

1段階目で入力した各アセスメント項目の該当状況に変更がないかを確認し、調査の中で新たに判明した情報・修正が必要な項目があれば、更新されたい。特に、1段階目で「不明」であった項目について、新たな情報があれば「はい」か「いいえ」を入力されたい。

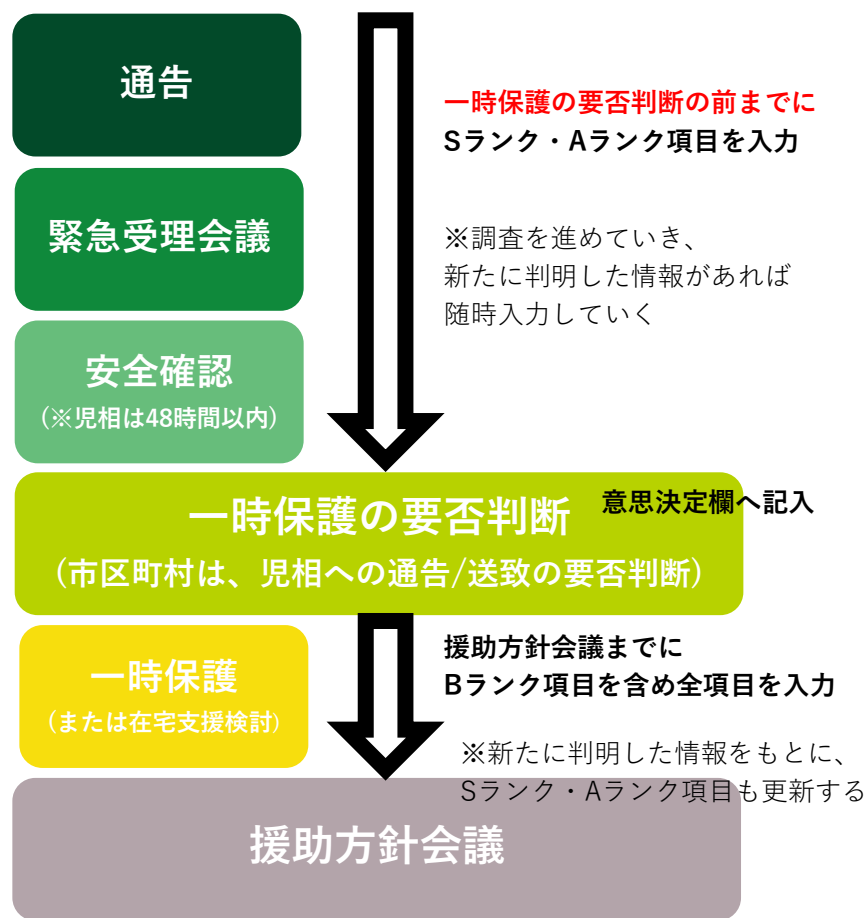


図9.3 通告から援助方針会議までのフローとアセスメントツール入力のタイミング

なお、本ツールへ入力したアセスメント情報をデジタルデータとして保存する場合は、1段階目での入力情報・2段階目での入力情報を、それぞれ(同一児童に紐づいた、2つのデータとして)保存されたい。これは、1段階目：一時保護(または児童への通告/送致)の要否判断までと、2段階目：判断後、援助方針会議までに、それぞれの時点ではどのような情報が把握できていたのかを記録するためである。こういったデータを検証すれば、「この項目は早い段階でも該当/非該当がつけられるようだ」「この項目については、初動では不明でも援助方針会議までには判明するようだ」といった検証につながる。今後、データを利活用していくために、ぜひともご協力いただきたい。

## 第10章 Webアプリ化したセーフティアセスメントツールの提案

### 【第10章の概要】

本章では、第8章で構成し第9章でその位置付けを論じた、セーフティアセスメントツールの具体的な実装において、Webアプリが有する利点や課題を整理する。

### 10.1 紙ベースの限界とWebアプリ導入による効果

本セーフティアセスメントツールは、今後はタブレットPCなどでWebアプリとして使うことを前提として、構成を考えることが必要だと検討委員会でも指摘されている(巻末資料参照)。ただし、全国で使って頂き、データを試行的に集めるためには、紙ベースのツールを想定する必要がある。また、紙であれば、これまでの書面による児童票と同様に管理でき、運用はしやすい。手書きのため記入方法の自由度が高いことも、利点ともいえる。今後のWebアプリ導入にあたっては、厚生労働省や児童相談所所長会、児童相談所や市区町村なども議論が必要だと考えられる。

以下では、紙ベースでの限界と、ツールのwebアプリ化によってそれがどのように解消されるのかを述べる。セーフティアセスメントツールwebアプリ化を検討する上で、ぜひ参考にされたい。

#### 紙での限界1：訪問先では入力しにくい

これまでは、訪問先でのデータ入力や調査記録の入力が認められなかったため、基本的に帰所/帰庁した後に、既存システムに行政文書として保管するものであった。同様に、アセスメントツールへも、現認後に帰所/帰庁した際、事後確認として記録することが多い。しかしながら、本来のアセスメントの目的を考えると、事後ではあまり意味がない。また、その項目に該当するかどうか判断に迷う場合は、いちいちガイドブックを確認するのも手間になってしまう。(本ツールは、添付資料のガイドブックに、各項目について詳細な説明を掲載した。)

↓

#### Webアプリ化で解決：訪問先でも、いつでも入力できる

セキュリティを担保した上で(10.3を参照)、Webアプリのセーフティアセスメントツールが実装されれば、訪問先でもリアルタイムにセーフティアセスメントツールへ入力できる。最初に入力した段階では「不明」が多くても、調査を進めていく中で、随時「該当」「非該当」へと容易に更新できる。

また、各項目に該当するか迷う場合にも、ガイドを参照することで、即時の入力を可能にする。例えば「育児スキルの不足や育児の不履行がある」という項目のすぐそばの「？」マークボタンを押すと「養育者が児童に必要な食事を与えていない。罰として食事を与えていない。食に対する偏った知識により…(略)」とポップアップ画面で表示するような仕組みが考えられる。

### 紙での限界2：情報の不完全性

チェックするのも人間である以上、入力項目を飛ばしてしまうなど、ミスは必ず起こり得る。アセスメントとしても正しい評価ができないだけでなく、欠損のあるデータを蓄積しても、正しい検証結果とはならない可能性がある。

↓

### Webアプリ化で解決：人間とWebアプリのダブルチェック

Webアプリでは、セーフティアセスメントの入力結果を保存する際に、抜け漏れがないかをWebアプリにチェックさせることができる。例えば、必須の入力項目が入力されていないままに「保存」を押すと、「必須項目が入力されていません」と表示されるようなイメージである。もし入力漏れがあっても、アプリ側が気づいてくれるため、正確なアセスメントにつながり、データの完全性も保たれる。

### 紙での限界3：データ利活用の難しさ

紙ベースでセーフティアセスメント情報が保存されていた場合、デジタルデータではないため、その後の利活用が難しい。データ検証を見越してデジタルデータを保存する場合には、児童相談所や市区町村で使われている既存システムへ、再度同じ内容を入力するといった手間が生じる。

↓

### Webアプリ化で解決：蓄積した情報をデジタルデータとして利活用できる

セーフティアセスメントツールそのものがWebアプリ化されれば、職員が既存システムに入力する二度手間がなくなる。ツールへ入力・保存していく日々の業務そのものが、自動的にデジタルデータの蓄積を意味し、解析・検証といったデータの利活用が容易となる。

### 紙での限界4：基本情報をふまえたリスク評価の難しさ

例えば、身体的虐待で「噛み傷、わずかな傷、または説明されない傷がある」という項目に該当していた場合、4歳の子どもに傷や痣があるのと14歳の子どもとでは、当然現場感覚としては、重篤かどうかの感覚が異なるだろう。しかし、紙のセーフティアセスメントツールでは、一律に「噛み傷、わずかな傷、または説明されない傷があるかどうか」という項目を示すことしかできず、職員が各自で考慮することになる。

↓

### Webアプリ化で解決：基本情報もふまえてリスク評価をサポート

人工知能を搭載したセーフティアセスメントツールのWebアプリの場合、アセスメント情報と、児童の年齢といった基本情報を紐付けることができる。Webアプリの裏側では、過去の大量なデータから学習した人工知能がリスク予測モデリングを行い、年齢による違いを考慮した上で、重篤かどうかの評価をサポートしてくれる。前述した「噛み傷、わずかな傷、または説明されない傷がある」に該当している場合であれば、4歳の児童なら「非常に重篤」とWebアプリで示される一方、14歳の児童なら「重篤でない」と示されるイメージだ。職員によってばらついた評価ではなく、データに裏付けられた「この項目に該当、かつX歳未満であれば非常に重篤」といったリスク評価ができ、判断の質向上につながる。



## 10.2 Webアプリ実装における課題

実際にWebアプリ化を検討する上で、懸念すべき課題とその対応策について述べる。

### 課題1：データを扱う上でのセキュリティと個人情報保護

Webアプリ化した場合、最も重要な課題がセキュリティと個人情報保護の観点である。今後、デジタル庁をはじめ、行政のデジタル化が進んでいく（デジタルトランスフォーメーション）ことになり、個人情報保護法や個人情報保護条例についても検討が始まると考えられる。いずれにせよ、各自治体の個人情報保護条例とセキュリティポリシーを遵守した上で、データを扱わなければならない。データの利用には、①児童相談所と市区町村が行政組織として活用するLGWANおよびLGWAN-ASPネットワークの利用（民間や私立の学校・園、医療機関とはデータを共有できない場合がある）、②三重県児童相談所が活用しているインターネットを通さない閉域ネットワークの利用（設定や契約により自治体と民間や私立の学校・園、医療機関もデータを共有できる）、③各事例の基本情報とアセスメント情報を紐付けない場合（アプリに入力した時点でのリスク評価を行うが、児童個人の記録としては残さない）など、様々な可能性が考えられる。いずれにせよ、各自治体のニーズと、法律やセキュリティポリシーに準じた対応が必要となる。

### 課題2：職員がWebアプリに頼り切りになってしまうのではないかと懸念

Webアプリ化によって、職員が自ら考えることなく、Webアプリに頼り切りになるのではないかと指摘もある。セーフティアセスメントツールを人工知能搭載のWebアプリとして実装したとしても、全てのリスクを網羅できるわけではない。紙のツールでも同様だが、最終的な判断は、必ず「人」がしていくことになる。現在の児童福祉領域においては、セーフティアセスメントをリアルタイムで参照するWebアプリ導入などの試みは、その端緒にすぎたばかりであり、明確なエビデンスは今後公開されていくと考えられる。セーフティアセスメントツールも、それをWebアプリ化した場合も、現場のケースワークにおいては、あくまで判断の補助という位置づけになる。そのような限界と「あくまでも人が判断する」という前提を理解した上で、セーフティアセスメントツールを使用することが、Webアプリ化された場合でも重要である。

### 課題3：データが示した数値をどのように解釈するのか -研修の必要性-

人工知能搭載のWebアプリを導入した場合、過去のデータから計算された数値をどのように解釈し、判断に活かすのか、事前知識が必要となる。その情報がどのような意味を持ち、解釈が可能かを知らなければ、データに振り回されるだけで、役立てることができない。データからわかることには限界もあるため、注意すべき点もある。

例えば、児童相談所や市区町村で子どもに心理テストを行う場合は、その心理テスト単体で分かることとわからないことの限界を、事前知識として理解していることが重要だろう。知能検査を考えてみると、算出されたIQといった結果は、児童の知能や学習に限定した特性を理解することはできても、発達障害の診断には使えない。知能検査のみでは当該児童の全てを把握することはできない、といった限界や注意点を理解した上で、その他の心理テストを複数組み合わせ（テストバッテリー）ながら、子どもの特性を包括的に把握する。

同様に、セーフティアセスメントツールがWebアプリ化された場合も、算出された数値からどのようなことがわかるのか・わからないのか、把握しておくことが重要である。そのた

めには、現場の業務フローに応じた「数値の読み解き方研修」などを必要に応じて提供していくことが重要だろう。ツールへ入力する現場担当者はもちろんだが、むしろ最終的な決定を行う管理職にこそリテラシーが求められるため、管理職への研修についても、現場担当者と同等レベルで検討を重ねることが必要だと考えられる。

### 10.3 Webアプリの実際のイメージ

本節では、本セーフティアセスメントツールをWebアプリ化した場合の画面イメージを紹介する。あくまでも、Webアプリ化した場合の実感を得てもらえるよう、一例として作成したイメージ画像となる。実際の導入にあたっては、業務フローやそれぞれの実態に合わせて、使いやすいデザイン・設計(User Interface/User eXperience: UI/UX) の検討を重ねることになるだろう。ここで例示したイメージを以て、その仕様を確定するわけではないため、注意されたい。

#### Step1. セーフティアセスメントツールの登録

ツールの使用を開始し、児童の基本情報などを入力する。



図10.1 セーフティアセスメントツールの登録画面イメージ

#### Step2. アセスメント項目の入力

各アセスメント項目について「はい」「いいえ」「不明」をタップしていく。

図Xは、本セーフティアセスメントツール裏面の項目を例示した。

**一時保護検討項目 必須**

**外傷**

A-1: 養育者の説明の回避、または説明内容に疑念がある  はい  いいえ  不明

**家庭環境**

A-2: 支援や介入の困難、または支援のための資源が不足している  はい  いいえ  不明

A-3: 養育負担の偏りがある、または夜間監護がない  はい  いいえ  不明

A-4: 養育環境が不適切である  はい  いいえ  不明

A-5: 経済不安、または就労の不安定さがある  はい  いいえ  不明

図10.2 セーフティアセスメントツール裏面の入力イメージ

Step3. 項目の入力によりリアルタイムに算出される予測値

人工知能が、過去の大量なデータをもとに、アセスメント項目の該当状況や基本情報(児童の年齢など)から、リスクを算出する。項目の該当状況が更新されたり、基本情報に変更があった場合にも、随時再計算される(図10.3はあくまでイメージであり、仮に設定した計算された項目である)。

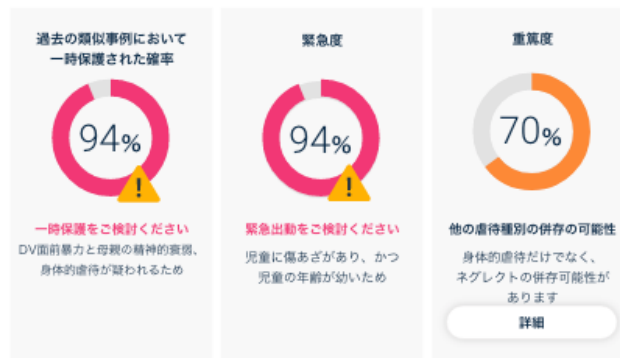


図10.3 リアルタイムに更新されるリスク情報のイメージ

Step4. 意思決定と判断理由を入力する

アセスメント項目を入力後、「一時保護すべきかどうか」の意思決定と判断理由を入力し、「保存」を押すとセーフティアセスメントツールの登録が完了する。保存を押した際に、入力されていない項目があると、「未入力の項目があります」と警告が表示される。

**6 意思決定と判断理由**

**A 一時保護に関する入力時点の意思決定 必須**

在宅支援     指導あり     一時保護

**B 緊急出動をおこなったか 必須**     はい     いいえ

**C 一時保護を行ったか 必須**     はい     いいえ

**D 一時保護を行わなかった場合の判断理由 必須**

泣き声通告     児童が保護拒否     関係機関の反対     安全が確保

他機関が近日訪問予定     保護調整が困難     程度が軽度     DV・面前暴力     特定妊婦

自由記入欄：母親の祖父母に本児は母親と移動し、加害疑いの父親から離れられたため

キャンセル    下書き保存    **保存**

図10.4 意思決定と判断理由入力欄のイメージ

ここでは、一時保護の要否判断までの段階を大まかなステップで例示したが、実際には、情報が判明したら、随時更新していく形となる。初動ではほとんど「不明」と入力されていても、調査段階で明らかになったことがあれば、その都度入力し、人工知能が再度リスクを算出する。子どもの安全のためには、どのような対応が望ましいのか、経験と感覚に加えて、過去のデータを用いて最終的な判断を行うことができる。

繰り返しになるが、過去のデータがあっても全てのリスクを網羅できるわけではない。紙のツールでも同様だが、最終的な判断は、必ず「人」がしていくことになる。だが、過去のデータから導き出された情報は、その判断の大きな助けとなるだろう。子どもの安全と最大の利益のために、判断の質を向上させるデータの利活用があり、その手段としてWebアプリ導入が有効なのである。

## 第11章 総合考察

### 【第11章の概要】

本章では、本事業の成果物であるセーフティアセスメントツールについて総括し、その利活用と今後の可能性、そして研究へのさらなる発展へ向けた提言を行う。

#### 【現場の協力のもと、データから導かれたセーフティアセスメント項目】

本セーフティアセスメントツールの項目は、令和元年度事業で得られた知見と、本事業の調査結果の上に成り立っている。これは一重に、全国の児童相談所と市区町村の皆様からWeb調査へご協力を頂き、現場のデータを反映させることができたおかげである。令和元年度調査の約5000件、本調査の約1500件の実際の事例に対するサンプリング調査は、これまでの児童虐待対応の調査においてもほとんど無かった規模と考えられる。激務の中、ご協力いただいた皆様には、改めて感謝申し上げたい。

#### 【本セーフティアセスメントツールの位置づけ】

本セーフティアセスメントツールは、これまでの「一時保護に向けてのアセスメントシート」と平成29年「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」の知見をベースに、現場のデータから項目を選定し、アップデートしたものである。従来の一時保護のアセスメントシートを本セーフティアセスメントツールに置き換える形が推奨されるが、使用するユーザーは児童相談所職員だけでなく、市区町村職員にも拡大されている。利用範囲拡大の目的は、重篤度が高いケースを見定め、市区町村は児童相談所への送致/通告、児童相談所は一時保護を検討することである。使用するタイミングは、通告・緊急受理会議・現認・一時保護の要否判断を経て、援助方針会議までの間と、在宅支援を見直して再度一時保護を検討する場面(リミットアセスメントを経て、一時保護の要否判断へ戻る場合)である。

また、平成29年の共通アセスメントツールは、本ツールとは異なり、情報収集と情報共有及びケースプランニングを行い、終結まで包括的に活用するものである。この2つは共立併存するものであり、使い方としては、最初に本セーフティアセスメントを行った上で、共通アセスメントツールへ移行する形が望ましい。

本研究の成果として、令和元年度調査研究の知見とあわせて検証した結果、作成したセーフティアセスメントツールには、ある程度の信頼性・妥当性が示された。ただし、信頼性の度合いは項目によって異なっている。理由は、①限られた項目数によるセーフティアセスメント項目だけでは事象を捉えきれないこと、②回答した職員の経験の有無などにより、誰がチェックを付けるのかによって視点が異なり、結果が変わる可能性があること、③調査設計上、仮想事例やアセスメント項目を複数のグループに振り分けて回答を取得しており、サンプリングデータが限られることなどが挙げられる。

今後もさらにデータを集め、検証を重ねることで、項目をアップデートしていく検討は必要であるものの、一定の機能性は有していると考えられる。

#### 【本セーフティアセスメントの価値】

セーフティアセスメントの情報をデータとして蓄積する意義は大きい。「どのような組織と連携すると効果が高いのか」、「どのような連携をすれば効果の高い介入・支援ができる

のか」、「どのような条件が揃えば一時保護解除、措置解除、あるいは終結できるのか」といった現場の課題を解いていく上では、通告時点の初動段階でリスクがどれくらいであったかという情報が、ベースラインとなるからである。初動段階でのリスクレベルがわからなければ、その後の経過でリスクがどう変動していったのか、効果を比較・検証することができない。データを参照して業務に活かしていくためには、ベースラインとなる初動段階のデータを元に、どのような対応をしたら、再発率や一時保護率が上がったのか・下がったのかなどを検討する必要がある。初動段階でのリスク評価を含むセーフティアセスメントの記録情報を蓄積することは、データを用いた各種検討の基盤となるだろう。

### 【デジタル化の重要性】

デジタル化の目的は、あくまでも、セーフティアセスメントの効率化や機能性の向上を介して、子どもの安全をより一層的確に確保していくことにある。そのためには、現場職員の「判断の質の向上」に貢献できるようなセーフティアセスメントツールが必要である。過去の死亡事例や重篤事例からの学びを活かし、同じ事例を繰り返さないようにするための要素を、全てではないがなるべく網羅できるよう、このセーフティアセスメントに組み込んだ。重篤事例の見過ごしを減らすために、何よりも判断の質を向上することがセーフティアセスメントの第一目的であり、その上で業務の効率化が求められる。

このようなデータの利活用は、紙媒体の記録では難しく、デジタル化しないと実現しない。行政のデジタルトランスフォーメーションにおいても、情報共有や効率化だけでなく、データを利活用・再利用することが求められている。また、セーフティアセスメントは、児童の年齢や家庭に出入りする人間の変化など、基本情報や経過記録と結びついて初めて真価を発揮する。その価値を最大化するための手段として、セーフティアセスメントツールのデジタル化は、重要事項といえる。

### 【過去のデータから検証された知見を現場で活用する】

セーフティアセスメントのデータを訪問先で参照する仕組みは、児童相談所や市区町村では目新しいものに見えるかもしれない。だが、Webアプリツールへ情報を入力し、リアルタイムにリスク予測モデリングの算出結果を参照することは、日頃現場で判断に迷った時に、課長や所長に電話で対応を相談したり、事例検討会で相談をすることとほぼ同義と言える。なぜなら、経験が豊かな所長や課長、同僚などに相談をすることは、「過去の対応経験からどのような点に気をつけたら良いか」「この対応をしたらどのような予後になるか」といったアドバイスを求める行為であり、そのアドバイスは、過去の経験(担当者にとってのデータ)に基づいた視点であるからだ。つまり、データから算出されたリスクを参照することは、所長や課長、同僚が過去に経験した事例(データ)からの学びや気づきを共有してもらい、それらの視点を参照しながら、担当事例に臨むこととも言える。

一方で、セーフティアセスメントツールがWebアプリとなった際のデータ参照が、所長や課長に相談するのと異なる点もある。所長・課長からのアドバイスは、自分が経験した事例から言えることであるのに対し、データが示すのは、過去のデータを共有する全職員が経験した全て、膨大な事例(全国共通利用であれば、全国の児童相談所と市区町村が対応した全ての事例)から言えることである。

ツールをWebアプリ化することで、より多くの児童相談所と市区町村の職員の経験を共有し、訪問先でも、その知見を容易に参照できるというメリットが期待される。過去からの学びを活かした判断を行えるという点で、大いに子どもの安全に寄与できるだろう。

#### 【データを蓄積し、検証を重ね、業務とツールを更新していくこと】

今回のセーフティアセスメント項目は、全ての重篤事例を網羅しているわけではない。令和元年度事業および本事業の調査で収集した合計7000件程度の全国の事例の中から、共通して高い重篤度に結びつく項目を選定した結果である。繰り返しになるが、セーフティアセスメントの項目に該当がないことは、「一時保護あるいは児童相談所への送致が不要である」ことを意味しない。最終的な判断は現場の「人」が行うものであり、そのために必要な調査観点をセーフティアセスメント項目が提供していることをご理解の上、本セーフティアセスメントツールをご活用いただきたい。

そして何より、データを蓄積したらそれを解析し、業務改善に活かしていく必要がある。これまで、アセスメント系のデータは行政文書としての保管がメインで、利活用されてこなかった。子どもの安全を守るためには、データの利活用を通して、どのような対応が望ましいのかを明確にしていく必要がある。また、セーフティアセスメントツールも、本ツールで完全版というわけではなく、データを集めることで今後も定期的に(理想は1年毎、現実的には2～3年に一度)更新していくことが求められる。

#### 【データを集め、使いこなすための研修】

セーフティアセスメントツールは、その作成と更新ができれば終わりではない。ツールに実効性を持たせるためには、実践場面での利活用に向けた各種取組が必要になる。例えば、そもそものケースワークの基本として、どのような項目が危ないのかなど、活用方法の研修が必要である。その基本がなければ、どんなに良いツールを作成しても、解析された数値の意味や価値が理解されず、現場で“使えない”という烙印を押されてしまう。

心理検査等と同様に研修を前提とし、使うために最低限知っておくべき内容などについても、今後議論や調査を進めていくことが必要となる。

これまで、定量的なデータを用いた児童相談業務の先行事例はほとんど見られなかった。だからこそ、まず使ってみないことには、どのように業務で使うのかイメージが湧きにくいだろう。可能であれば、各自治体あるいは各組織単位で、初動段階(児童相談所であれば、緊急受理会議や一時保護の要否判断時、及び援助方針会議。市区町村であれば、緊急受理会議や初回訪問時・現認時、及び援助方針会議)で、定期的に本セーフティアセスメントツールを活用頂きたい。既存システムに実装し、児童の基本情報と紐付けることが望ましいが、それができなくとも、ExcelやCSVファイルなどのデジタルデータとして残すことを、ぜひ検討頂きたい。そのデータを、大学や国立研究所、または民間企業での研究や評価を通して、子どもの福祉向上を実現することが叶うよう、より良い現場業務や政策決定(予算や人員配置の請求根拠)のために活用することを検討頂きたい。

データ分析は、現場を批判するためのものではなく、良いものは良いと背中を押し、変えるべき点は改善への示唆につなげてくれるものである。それは、業務をアップデートし、さらなる子どもの安全やウェルビーイングへとつながっていく。今後、行政組織にもICTによるデジタルトランスフォーメーション(データのデジタル化と、その利活用)が求められてい

く。その中で、蓄積されたデータに裏付けられた業務判断を行うことが、現場の武器となる。経験によるバイアスは誰しもち得るものだが、データを参照することで、バイアスを補正できる。属人的な経験・感覚のみに頼らず、データに基づいた根拠をもとに、判断の質を維持・向上していくことが期待される。本セーフティアセスメントツールは、その重要な第一歩となる。このツールが試行的に広く活用され、検証を重ねることで、子どもの安全を守るための知見を生み出し、その先の子どもの幸福と最善の利益へとつながっていくことを願っている。



## 引用文献

畠山由佳子・有村大士・加藤曜子・伊藤徳馬・笹井康治・田代充生・土橋俊彦・吉田恵子・渡邊直・八木安理子・坂清隆(2015). 日本における児童虐待ケースに対する区分対応システムの開発的研究, 平成25年度・26年度 学術研究助成基金助成金(基盤研究C) 助成研究成果報告書【課題番号】25380835.

加藤曜子(2001). 児童虐待リスクアセスメント, 中央法規出版.

厚生労働省(2008). 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」, 平成20年3月14日雇児総発第0314001号.

厚生労働省(2013). 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課『子ども虐待対応の手引き』平成25年8月改訂版.

厚生労働省(2017). 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」, 雇児総発0331第10号, 平成29年3月31日.

厚生労働省(2018). 平成29年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所と市町村の共通アセスメントツール作成に関する調査研究」(代表研究者: 流通科学大学 人間社会学部 教授 加藤曜子) <https://www.umds.ac.jp/180410/>

厚生労働省(2019a). 平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数(速報値). [https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000190801\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000190801_00001.html)

厚生労働省(2019b). 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による検証結果より, 児童虐待による死亡事例の推移(児童数)

厚生労働省(2019c). 平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業, 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等に関する調査研究, 事業報告書(受託: PwCコンサルティング合同会社)

厚生労働省(2019d). 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第15次報告)のポイント, retrieved from [https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000190801\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000190801_00001.html)

厚生労働省(2019e). 平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「要保護児童等の情報共有システムの構築に関する調査研究 -本編-」(事業主体 株式会社野村総合研究所). retrieved from [https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/knowledge/report/cc/social\\_security/20190426\\_2\\_report\\_1.pdf?la=ja-JP&hash=AF0B09E580ABC37ED6F3A4140CA1A4987609D778](https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/knowledge/report/cc/social_security/20190426_2_report_1.pdf?la=ja-JP&hash=AF0B09E580ABC37ED6F3A4140CA1A4987609D778)

厚生労働省(2019f). 児童虐待防止対策の抜本的強化について. 平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議. retrieved from: <https://www.mhlw.go.jp/content/000496811.pdf>

厚生労働省(2019g). 平成30年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業, 体系的な子ども虐待データベースの構築及びデータに基づくリスクアセスメントの効果に関する調査研究, 事業報告書(受託: 国立研究開発法人 産業技術総合研究所).

厚生労働省(2020a). 令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究」(事業主体 国立研究開発法人産業技術総合研究所).

厚生労働省(2020b). 令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「市町村の体制強化に関する調査研究(市町村支援福祉司、要対協、児童相談所と市町村の通告後の連携方策)」(事業主体 国立研究開発法人産業技術総合研究所).

才村他(2008). 「改正児童虐待防止法の円滑な運用に関する基礎研究」, 『平成19年度児童関連サービス調査研究等事業報告書』(主任研究者: 才村純), (財) こども未来財団.

山本(2011). 『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン(2011年版)』. 厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究(研究代表者 柳沢正義)」・児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究班(研究分担者 山本恒雄), Retrieved [http://180.235.242.148/wp-content/uploads/2011/09/sa\\_guideline.pdf](http://180.235.242.148/wp-content/uploads/2011/09/sa_guideline.pdf) (2020. 08. 01).

山本・高岡・久保・坂本(2017). 平成27年度-28年度 全国児童相談所長会 委託定例調査「虐待通告の実態調査(通告と児童相談所の対応についての実態調査)」

東京都児童相談センター(2016). 平成28年度 東京都児童相談所研修計画. <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/05040.pdf> (Retrieved 2020. 6. 1).

A. Chouldechova, E. Putnam-Hornstein, and D. B. P. O. F. R. Vaithianathan (2018). A case study of algorithm-assisted decision making in child maltreatment hotline screening decisions, *Proceeding of Machine Learning Research*, 81, 1-15.

Australian Institute of Family Studies (2016, June). Risk assessment instruments in child protection. Australian Government, Child Family Community Australia.

Baird, C., Wagner, D., Healy, T., & Johnson, K. (1999). Risk assessment in child protective services: consensus and actuarial model reliability. *Child welfare*, 78 (6), 723-748.

- Baird, C. & Wagner, D. (2000). The relative validity of actuarial and consensus-based risk assessment systems. *Children and Youth Services Review*, 22, 839–871.
- Barber, J., Trocme, N., Goodman, D., Shlonsky, A., Black, T., & Leslie, B. (2007). The reliability and predictive validity of consensus-based risk assessment. Toronto: Centres of Excellence for Child Welfare.
- Baumann, D. J., Law, J. R., Sheets, J., Reid, G., & Graham, J. C. (2005). Evaluating the effectiveness of actuarial risk assessment models. *Children and Youth Services Review*, 27, 465–490.
- C. E. V. Put, J, Hermanns, L. V. R. Gelderen and F. Sondeijker (2016). Detection of unsafety in families with parental and/or child developmental problems at the start of family support, *BMC psychiatry*, 16, 15.
- Chawla, N. V., Bowyer, K. W., Hall, L. O., & Kegelmeyer, W. P. (2002). Smote: Synthetic minority over-sampling technique. *Journal of Artificial Intelligence Research*, 16:321–357.
- Chen, T. & Guestrin, C. (2016). "XGBoost: A Scalable Tree Boosting System", 22<sup>nd</sup> SIGKDD Conference on Knowledge Discovery and Data Mining. <https://arxiv.org/abs/1603.02754> (Retrieved 2020. 05. 13).
- Cicchinelli, L. and Keller, R. (1990). Comparative analysis of risk assessment models and systems. Washington, DC: National Center on Child Abuse and Neglect.
- Crea, T. M. (2010). Balanced decision making in child welfare: Structured processes informed by multiple perspectives. *Administration in Social Work*, 34, 196–212.
- D' Andrade, A., Benton, A., & Austin, M. J. (2005, July). Risk and safety assessment in child welfare: Instrument Comparisons. Berkeley, California: The Center for Social Services Research, School of Social Welfare, University of California Berkeley.
- Drew A. Linzer, Jeffrey B. Lewis (2011). polCA: An R Package for Polytomous Variable Latent Class Analysis. *Journal of Statistical Software*, 42(10), 1–29. <http://www.jstatsoft.org/v42/i10/>.
- English, D. (2016). The Promise and Reality of Risk Assessment, *Protecting Children*, American Humane Association, 12, 2, 9–13.

Fluke, J., Wells, S., England, P., Walsh, W., English, D., Johnson, W., ... & Woods, L. (1993). Evaluation of the Pennsylvania approach to risk assessment. Seventh national roundtable on CPS risk assessment: Summary of highlights. Washington, DC: American Public Welfare Associations.

Gambrill, E., & Shlonsky, A. (2000). Risk assessment in context. *Children and Youth Services Review*, 22, 813-837.

Gillingham, P., & Humphreys, C. (2010). Child protection practitioners and decision-making tools: Observations and reflections from the front line. *British Journal of Social Work*, 40, 2598-2616.

Guidelines for the Alternative Care of Children, 参照元: <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000018h6g-att/2r98520000018hly.pdf> last accessed 2020/02/19)

Hughes, R. C., & Rycus, J. S. (2007). Issues in risk assessment in Child Protective Services. *Journal of Public Child Welfare*, 1, 1, 85-116

Knoke & Trocme (2005). Reviewing the evidence on assessing risk for child abuse and neglect. *Brief Treatment and Crisis Intervention*, 5, 3, 301-327.

Lazarsfeld, P.F. and Henry, N.W. (1968) Latent structure analysis. Boston: Houghton Mifflin.

Loman, L.A., & Siegel, G. (2004). An Evaluation of the Minnesota SDM Family Risk Assessment Final Report. Institute of Applied Research. <http://iarstl.org/papers/FinalFRARreport.pdf> (Last access: 2021年3月25日)

Marshall, D. B., & English, D. J. (2000). Neural network modeling of risk assessment in child protective services. *Psychological Methods*, 5, 102-124.

Mickelson, N., Laliberte, T., & Piesher, K. (2017). Assessing Risk: A Comparison of Tools for Child Welfare Practice with Indigenous Families, Center for Advanced Studies in Child Welfare, University of Minnesota.

National Council on Crime and Delinquency. (2015). Preliminary risk assessment fit analysis of the SDM Family Risk Assessment. Madison, Wisconsin: National Council on Crime and Delinquency Children's Research Center.

National Council on Crime and Delinquency. (2017). The SDM model in child protection. Madison, Wisconsin: National Council on Crime and Delinquency Children's Research Center.

- P. Gillingham (2016). Predictive Risk Modeling to Prevent Child Maltreatment and Other Adverse Outcome for Service Users: Inside the ‘Black Box’ Machine Learning.
- Price-Robertson, R., & Bromfield, L. (2011). Risk assessment in child protection. National Child Protection Clearinghouse Resource Sheet. Melbourne: Australian Institute of Family Studies
- Russell, J, (2015). Predictive analytics and child protection: Constraints and opportunities. *Child Abuse & Neglect*, 46, 182-189.
- Rosenbaum, P. R., & Rubin, D. B. (1983). The central role of the propensity score in observational studies for causal effects. *Biometrika*, 70(1), 41-55
- Sakamoto, J., Takaoka, K., Hojo, D., Hashimoto, E. & Furukawa, Y. (2019). Data Driven Effective Case Management Method for Child Maltreatment with Bayesian Statistical Modeling and Machine Learning. ISPCAN INTERNATIONAL CONGRESS, OMAN (IPSCAN 2019), 2019-09-17 (Oral).
- Schwarz Gideon (1978). Estimating the Dimension of a Model. *Ann. Statist.* 6 (2) 461-464.
- Scott Lundberg and Su-In Lee. A Unified Approach to Interpreting Model Predictions. arXiv:1705.07874 [cs, stat], November 2017. arXiv: 1705.07874.
- Sofaer HR, Hoeting JA, Jarnevich CS. (2019). The area under the precision-recall curve as a performance metric for rare binary events. *Methods in Ecology and Evolution* 10: 565-577. doi:10.1111/2041-210X.13140
- Shlonsky, A., Wagner, D. (2005). The next step: Integrating actuarial risk assessment and clinical judgment into an evidence-based practice framework in CPS case management, *Children and youth services review*, 27, 409-427.
- Takaoka, K., Sakamoto, J., Hashimoto, E., Hojo, D., Furukawa, Y., Suzuki, A., & Yamamoto, T. (2019). Assistant of Intelligence of Child Abuse and Neglect (AiCAN) : Artificial Intelligence for decision making supporting system. ISPCAN INTERNATIONAL CONGRESS, OMAN (IPSCAN 2019), 2019-09-15 (Oral).
- Torgo, L. (2010). *Data Mining using R: learning with case studies*, CRC Press (ISBN: 9781439810187). <http://www.dcc.fc.up.pt/~ltorgo/DataMiningWithR> (Retrieved 2020. 05.13).

Vaithianathan, R., Maloney, T., jiang, N., Dare, T., de Haan, I., Dale, C., & Putnam-Hornstein, E. (2012). *Vulnerable children: Can administrative data be used to identify children at risk of adverse outcomes?* Auckland, New Zealand: University of Auckland.

Vaithianathan, R., Putnam-Hornstein, E., Jiang, N., Nand, P., & Maloney, T. (2017, April). *Developing Predictive Models to Support Child Maltreatment Hotline Screening Decisions: Allegheny County Methodology and Implementation.*

Zhang, Z., Kim, H. J., Lonjon, G., & Zhu, Y. (2019). Balance diagnostics after propensity score matching. *Annals of translational medicine*, 7(1).

## 巻末資料(表・グラフ)

### アセスメント項目リスト

ID	区分	項目名	項目詳細内容
1	社会関係	支援/介入の困難/資源不足	親族内に援助や介入の窓口になりそうなキーパーソンがない//関係機関がいざという時に緊急支援できる状況がない//児童の状態や世帯の変化を常日頃モニターできる関係機関/地域社会の資源がない//関係機関の支援/介入が失敗または効果が得られなかった経過が過去にある//世帯内に支援の窓口となるキーパーソンがない//当該事例に必要な支援資源がない、または利用できない//養育者および児童に必要な社会的・情緒的支援が不足状態にある
2	養育者の様子	過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほのめかし	養育者が、児童に対して言葉で暴力行為をほのめかす(「叩くぞ」などの脅し)//児童に対して、しつけ・体罰という理由での身体的暴力がある//養育者のしつけに過剰性、厳格性が感じられる//養育者が、児童に対して、正座や立ち続けることなどの身体的な苦痛を伴う長時間の姿勢の維持を強要している
3	養育者の様子	養育者の都合が養育より優先/生活が自己中心的	児童に必要な養育よりも大人の都合(夜遊びなど)が優先される//養育者に、自己中心的または思い込みの激しい態度が見受けられる//養育者の生活上の関心が、児童ではなく自分中心にある
4	児童の様子	児童の情緒的問題/対人距離/愛着課題がある	児童に、養育者への不自然な身体的・情緒的密着がある//児童が笑わない・表情が乏しい・視線が合いにくいなどの様子が見られる//児童が養育者に懐かない//児童に、周囲の大人に対する馴れ馴れしい態度がある//児童に情緒的/

			愛着課題が見受けられる(無表情、よく泣く、視線が合わない、怯え、不安、暗い、攻撃的、遊べない、感情コントロールができない、誰にでもベタベタ)//児童が激しい痛癢を起こしたり、噛みついたりするなど攻撃的である//児童が養育者以外の大人に過度なスキンシップを求める
5	養育者の様子	態度から事態改善が見込まれない	養育者が、児童に対する態度を改善する意欲が乏しい//関係機関による支援・指導があっても、養育者の対応に変化がない/見込まれない//養育上の課題がある現状に対して、養育者の改善意欲がない
6	養育者の様子	育児スキルの不足/不履行	養育者が児童に必要な食事を与えていない(罰として食事を与えていない・食に対する偏った知識により必要な栄養を与えていない場合を含む)/ /養育者が、児童の食事・衣服・学習用品など、必要な生活環境を整えていない//保健師や市町村等の支援がなければ、養育者は継続的に適切な養育ができない//主たる養育者が、授乳や入浴などの基本的な育児ケアができない//養育者に、育児に関する知識や技術の不足がうかがわれる//児童の食事・衣服・住居・医療的ケアなどが不適切
7	児童の様子	過去の心理的/身体的虐待歴	児童が、過去に繰り返し身体的な暴力を受けていた//児童が過去に、繰り返し心理的な暴力を受けていた
8	児童の様子	養育者を過剰に支持する	児童が養育者を過剰に支持・サポートする様子がある
9	養育者の様子	怒りや突発的事態への対処困難	養育者が自身の怒りをコントロールできない・キレやすい//養育者は、イライラすると児童に手が出てしまう//養育者が突発的な出来事に適切な対処ができない(パニックを起こす場合を含む)



10	養育者の様子	児童の育てにくさ	養育者が児童の育てにくさを感じている
11	児童の様子	養育者に対する挑発/エスカレートする行為	児童に、「大声で喚く、反抗・抵抗する、ものを汚す・壊す」など、養育者を困らせる繰り返しあるいはエスカレートする行為がある//児童が養育者に対して挑発的な行動をとっていることが目につく
12	養育者の様子	支援の拒絶/回避/無関心/支援者への態度に一貫性がない	正当な理由なく、養育者が援助者と児童との面会を拒否する//児童に虐待による外傷や養育上の問題があるにも拘らず、支援機関等の利用/援助に否定的・消極的//支援者に対する養育者の態度や、支援への意欲が頻繁に変わる、あるいは一貫しない//関係機関による援助に対して、拒否や否定はしないが利用には至らない//養育者が、関係機関による援助の申し出やサービス利用に関心を示さない//いずれの支援機関・関係機関も、養育者と連絡を取ることができない(養育者が連絡を取らない)
13	養育者の様子	精神科既往歴/不安定/判断力の減退/養育困難	養育者に入院・加療が必要な精神状態(衝動性が高く極めて不安定な状態など)があり、育児・養育ができる状態ではない//養育者に判断力の著しい減退がある//養育者が、精神的な問題から適切な育児ができない状態が継続している//児童の事故に対する養育者の責任感が薄い//養育者に育児ノイローゼ・子育ての過度な負担がある//養育者に精神科の通院歴・既往歴がある//過去1年間の間に、養育者に精神的な問題による養育の困難が生じている//養育者が服薬の自己管理ができないなど、不安定な状態//養育者にエネルギーが無く、自律的な行動や判断が取れない

14	養育者の様子	養育者の家庭外ストレス	養育者が仕事での過度なストレスを抱えている
15	養育環境/生活状況	養育負担の偏り/夜間監護がない	養育者が夜間勤務等により、夕方以降や夜間に児童を監護する大人がいない状況がある//育児の負担が、母親等一人の養育者に偏っている(パートナー等の同居者の協力が得られない)//養育者のうち少なくとも1人以上が、育児・養育を行う気が全くない
16	養育者の様子	説明の回避/説明内容の疑念	養育者が児童の創傷/癒痕(古傷)について説明できない/説明しようとしめない//虐待行為が疑われる事柄に対して、養育者が説明する内容や証言に疑念が残る//養育者の言動に嘘が多い・疑われる
17	家族(きょうだい)情報/世帯情報	きょうだいの係属歴	きょうだいに虐待以外による相談歴・一時保護歴・措置歴等がある//きょうだいに虐待(疑い含む)による相談歴・一時保護・入院・措置歴がある
18	児童の様子	摂食/排泄の異常/喘息やアレルギー	児童に過食、拒食、異食がある//児童にアトピーや喘息がある//児童に夜尿/遺尿/遺糞がある
19	養育環境/生活状況	不適切な養育環境	養育者や生活環境の様子から、今後、監督不十分により事故が発生する可能性が高いと考えられる//非衛生的など、児童の身体的健康を害する不適切な居住環境がある//生活環境が「ゴミ屋敷」状態、または、養育者に特定のため込み(ホーディング)がある//乳幼児が怪我をする可能性のある状態に置かれている(割れたガラスの放置・口に入れると危険なものが放置)/世帯に、放置された多数の動物が飼育されている
20	家族(きょうだい)情報/世帯情報	経済不安/就労不安定	養育者(生計者)の失業や転職が繰り返されている//いずれかの養育者に、(就労が望まれていても)働く意思がない//世帯に医療費の未払いがある//過去1ヶ月の間に、児童

			の生活する世帯の収入元または収入額に大きな変化があった//世帯(同居人含む)に多額の借金がある//世帯に労働による所得者がいない/不安定な収入により生活が安定しない
21	児童の様子	噛み傷/わずかな傷/説明されない傷	児童に、理由不明または説明のつかない外傷がある//児童に、単発のわずかな怪我または傷が残らない程度の暴力がある//児童に、成人による噛み傷(犬歯間が3cm以上)がある
22	児童の様子	大人への萎縮/自己卑下	児童が養育者や周りの大人の顔色を伺い、言動に過敏に反応する//児童が養育者を嫌がって避けようとする//児童が養育者に対して怯える・怖がる・萎縮する//児童が「暴力を振るわれるのは自分が悪いからだ」という認識を持っている
23	養育者の様子	うつ状態/無気力または妄想幻覚/躁状態がある	養育者に妄想や幻聴幻視、躁状態がある//養育者の無気力感・うつ状態が認められる
24	家族(きょうだい)情報/世帯情報	夫婦間葛藤/対立/話し合い困難/立場が対等ではない	養育者間で、話し合いによる問題解決に困難がある//過去1年間の間に、養育者間(内縁関係の大人も含め)に顕著な対立や葛藤があった//非虐待加害者の立場が虐待加害者より低い、または、対等な意見が言えない//養育者が夫婦不和等の家庭内対人ストレスを抱えている
25	児童の様子	学校/園の不自然な欠席	学校や園による観察または現認時において、児童の機嫌・表情がよくない//休園や学校欠席の後(突然の欠席後や休み明け等)の児童の状態・表情が普段と異なる//児童が保育所等に来なくなった等の変化があった//児童が理由または連絡なく登園・登校しない状態が3日以上続いている//

			園や学校への不自然な遅刻・理由の明確でない欠席が多い
26	家族(きょうだい)情報/世帯情報	家族構成/同居人変化	家族内に入出入りする人間に変化があった(内縁関係者等の出入り・同居開始等の変化)/この数ヶ月で、家族構成(同居人)に変化があった
27	重篤項目	虐待者が、虐待行為を正当化している	虐待者が、虐待行為を正当化している
28	その他	複数種別の虐待が併発/混合	複数種別の虐待が併発・混合
29	養育者の様子	虐待の黙認/擁護/認識欠如	非虐待者に、虐待者をかばう行為が見られる//祖父母やきょうだい、同居人や自宅に入出入りする第三者の虐待行為を黙認・放置する//虐待者以外の養育者に虐待の認識がない、または虐待者側の立場をとる//虐待者以外の大人がいるが、虐待者に同調または黙認している
30	養育者の様子	児童への家事強制/年齢不相応な自立等の要求	養育者が、年齢不相応に、身の自立を児童自身に任せている//養育者が、児童に対して、年齢・発達に明らかにそぐわない要求をする//児童が、家事などの養育者の役割の多くを担っている
31	養育者の様子	養育プレッシャー/育児不安/児童の障害等受容困難	養育者が説明を受けても障害受容や児童の特性を理解する姿勢がない//養育者が、児童を完璧に育てなければというプレッシャーを持っている//養育者に、育児・養育への強い不安がある
32	児童の様子	学業上での課題を抱える	児童が落ち着いて学習に向かうことが出来ない//児童に学校での顕著な学習の遅れがある//児童に多動・衝動性が見られる//児童が学校にて休学、停学、留年などの問題を抱えている
33	児童の様子	暴力を伴う問題行動	児童が、自身のネガティブな感情や、希望が満たされない場面等で、暴力に訴える問題解決行動をとる//児童が、年

			下のきょうだい等、自分より力のないものに対して暴力を振るう//児童が園や学校で友達をいじめる、侮辱する、身体的暴力を振るう//児童が他者と上手く関わらず、些細なことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる//児童に暴力の伴う問題行動がある//児童が園や学校で友達をいじめる・火遊び・家出・深夜徘徊の行動がある
34	養育者の様子	人前での暴言暴力/泣いてもあやさない様子	児童が泣いても養育者があやさない//養育者が、人前で児童を罵ったり、手をあげたりする//目の前で児童に虐待行為を加えているのを通告者/発見者が見ていた
35	養育者の様子	児童への絶え間ない叱責/非難/拒絶/無視	養育者が児童を絶え間なく叱る・罵る//養育者が児童を怒鳴るように叱責することが日常化している//養育者に、児童に対する言葉での強い威嚇、辱め、非難、無視または拒絶的態度がある
36	養育者の様子	世帯内役割への固定観念/特異的育児観/体罰暴力の是認	養育者に、特異的と感じられる育児観や強迫観念に基づく子育てが認められる//体罰容認など、養育者が暴力を是認する価値観を持っている//養育者に、家族内の男女の役割に関するステレオタイプ(固定観念)がある
37	養育者の様子	通告による傷つき/プレッシャー	虐待通告を受けて養育者が傷ついている・プレッシャーを感じる様子がある
38	家族(きょうだい)情報/世帯情報	きょうだい人数/最小児童年齢	世帯に3人以上の児童がいる//世帯における最年少の児童が2歳未満である
39	社会関係	近隣トラブル/養育者社会関係	養育者が他者と安定した人間関係を持ちにくい//世帯に、近隣や他児の親とのトラブルがある
40	養育環境/生活状況	生活環境の違和感	子どもが生活しているにもかかわらず、「子ども用品やおもちゃがない」「部屋が不自然に綺麗」などの違和感がある//生活実態や雰囲気、近

			隣世帯との違いが感じられる (指定日以外にゴミが出ている、玄関先の様子等)
41	家族(きょうだい)情報/世帯情報	内縁関係/ステップファミリー/登録のない大人の出入り	子連れの再婚家庭・ステップファミリー//夫婦が内縁関係にある(同居しているが結婚していない)//世帯内に、登録のない大人の出入り/居住がうかがわれる(母子世帯に成人男性の洗濯物が干されているなど)
42	重篤項目	養育者や児童が、別の養育者に対して「殺されるかもしれない」「何をするかわからない」等の確信めいた不安や恐れを訴える	養育者や児童が、別の養育者に対して「殺されるかもしれない」「何をするかわからない」等の確信めいた不安や恐れを訴える
43	重篤項目	児童が帰宅を嫌がる・拒否する	児童が帰宅を嫌がる・拒否する
44	養育者の様子	物質/行為依存/発達障害の診断/疑い	養育者に発達障害(疑い含む)がある//養育者にアルコール依存の診断または疑いがある//養育者や家庭内同居者にギャンブル依存・買い物依存がある
45	社会関係	地域社会からの孤立	地域社会から孤立した家庭(宗教等から周囲との関係を拒否などを含む)
46	養育者の様子	園や学校への不自然な連絡/無連絡/学校との接触回避	養育者から園や学校への不自然な連絡や、園や学校を欠席する際に無連絡だったことがある//養育者が園や学校の職員との接触または連絡を避ける傾向にある
47	初期情報	生活状況の把握困難	初期調査・訪問調査を経ても、虐待が生じている家庭内の状況が把握できない
48	重篤項目	児童の身体に打撲痕や内出血などの外傷がある	児童の身体に打撲痕や内出血などの外傷がある
49	養育者の様子	支援者への要求が多い	養育者の支援者に対する要求が多い
50	養育者の様子	養育知識/意欲/理解力不足	関係機関の支援者が支援概要等を説明しても、養育者から話の要領を得た受け答えが得

			られない//育児・養育に必要な知識を持っていない・知ろうとしない//同じ質問を何度も繰り返すなど、養育者の理解力の不足がある、または知的に低い印象がある
51	養育者の様子	DVの疑い/過去のDV相談歴	養育者による、配偶者やその他の家族などに対する暴言または暴力が疑われる//当該児童の世帯において、過去1年間の間にDV・面前暴力による通告や相談が2回以上発生している
52	養育者の様子	きょうだいとの差別的扱い	養育者が、対象児童に対して、他のきょうだいと異なる差別的な扱いをしている
53	養育者の様子	調査協力への無理解/非協力	養育者と、児童の安全を目的とした話し合いができない(調査の目的や意図が理解できない、協力が得られない)
54	重篤項目	児童の耳・脇・腹部・下腹部・背中・脂肪部位(内腿・臀部)など、事故で受傷しにくい部位に外傷や内出血がある	児童の耳・脇・腹部・下腹部・背中・脂肪部位(内腿・臀部)など、事故で受傷しにくい部位に外傷や内出血がある
55	養育者の様子	関係機関を非難/脅迫/支援の被害的受け取り	養育者に、学校などへの一方的な非難や脅迫行為がある//養育者が、関係機関による援助の申し出やサービス利用の推奨を被害的に受け取る
56	養育者の様子	児童への生活支配/行動制限/学習の無理強い	養育者による、学業成績や家庭学習・塾の無理強いがある//養育者の養育態度が監視的・干渉的である//児童が、養育者から年齢相応の行動(スポーツやデートなど)をすることを許されない//児童の意思に反して幼稚園・学校等に登園・登校させない//(学齢児に対して)養育者が児童に常識はずれの門限を決めている//養育者が児童の言動の全てに関与したがる
57	養育環境/生活状況	児童/養育者の生活習慣崩れ	児童に昼夜逆転・食事時間の著しい不安定があるなど、基

			本的な生活習慣が崩れている //養育者に、昼夜逆転などの生活リズムの乱れがある
58	重篤項目	養育者が児童の養育(医療的対応含む)に関して無関心	養育者が児童の養育(医療的対応含む)に関して無関心
59	養育者の様子	支援者への攻撃性	養育者が関係機関の支援者に対して攻撃的な言動や暴力を振るう
60	家族(きょうだい)情報/世帯情報	ひとり親家庭/夫婦間年齢差	夫婦間(内縁関係含む)で10歳以上の年齢差がある//未婚を含むひとり親家庭
61	児童の様子	非行/他者を寄せ付けない態度	児童が人を寄せ付けない態度をとる//児童が他者を口汚く罵る、挑発的言動がある//児童に虚言・不登校・万引き・家出・飲酒・喫煙・薬物使用・援助交際等の不良行為や問題となる行動がある
62	児童の様子	見えない箇所の傷	児童に、服などで隠れた部分の怪我がある
63	妊娠/出産	高齢出産	(当該児童に関して)35歳以上の高齢出産
64	重篤項目	養育者が、刃物や武器を使って家族を威嚇する	養育者が、刃物や武器を使って家族を威嚇する
65	児童の様子	教員/保育士の独占	児童が、保育士や学校教職員を独占しようとする
66	児童の様子	異性への恐怖/過剰な接近	児童に異性への恐怖または過剰な接近がある
67	養育者の様子	乳幼児への不自然な関わり方	(乳幼児の場合)児童への声かけが不自然、児童への関わり方が極端な自己流
68	児童の様子	児童の帰宅不安/恐怖	児童が帰宅することに恐怖・不安を感じている様子がある
69	重篤項目	頭部の瘤や抜毛(後頭部まで確認)、上まぶた・顔面に点状の出血や痣、目の血走りなど、児童の頭部・顔面に外傷がある	頭部の瘤や抜毛(後頭部まで確認)、上まぶた・顔面に点状の出血や痣、目の血走りなど、児童の頭部・顔面に外傷がある
70	養育者の様子	医療受診に否定的/回避的	養育者が医療に対して否定的な考えを示す、または、適切な治療を回避する



71	児童の様子	栄養障害/成長障害(疑い含む)	児童に栄養障害・体重増加不良・低身長がある//児童に低身長・低体重が認められる(医師による診断のみならず、疑いも含む)//児童に極端な体重の増減がある
72	養育者の様子	児童の衣食住への極端なこだわり	養育者に、児童の食事や生活習慣等への極端なこだわりや偏った知識がある
73	児童の様子	同じ服装/季節外れの服装	児童が季節にそぐわない服装をしている//児童がいつも同じ服を着用している
74	児童の様子	児童の発達障害(疑い含む)	児童の発達障害(疑い含む)
75	重篤項目	養育者が、現状解決されていない養育上の課題に対する解決方法を求めている	養育者が、現状解決されていない養育上の課題に対する解決方法を求めている
76	重篤項目	虐待行為の可能性が高いと判断されるにもかかわらず、養育者が虐待を否定する・認めない	虐待行為の可能性が高いと判断されるにもかかわらず、養育者が虐待を否定する・認めない
77	児童の様子	家庭状況を語らない	友人や関係機関の支援者などが尋ねても、児童が家族や家庭の状況を語りたがらない・隠す
78	重篤項目	児童が泣き止まないことに苛立つての身体的暴力がある	児童が泣き止まないことに苛立つての身体的暴力がある
79	妊娠/出産	予期せぬ妊娠/課題の伴う妊娠・出産	養育者が、過去に妊娠・中絶を繰り返している//出産時に助産制度を利用している//当該児童の出産が、飛び込み出産や適切な医療者がいない環境下での出産だった//児童が、未熟児、低出生体重児、NICU入院歴のいずれかに該当する//母親が妊娠期にアルコールや薬物を摂取していた//妊娠36週以降にも拘らず出産の準備(育児物品の準備等含む)をしていない/していなかった//(当該児童の出産が)育

			児・養育の見通しもないままの妊娠・出産だった
80	家族(きょうだい)情報/世帯情報	長期親子分離	家族内で、一人の児童にのみ施設入所歴や養育者との分離歴がある//経済困窮や養育者の逮捕などによる児童の長期的な施設入所や里親委託歴(レスパイトケア等短期委託を除く)がある//現在の養育者の誰もが、当該児童を継続的に養育していなかった期間がある
81	妊娠/出産	予防接種未受診	1歳児未満の予防接種が未接種(BCG等)//児童に予防接種の記録がない/予防接種を受けさせていない
82	養育者の様子	養育者の非虐待歴/逆境体験	養育者に被虐待歴・愛されなかった思い・厳しいしつけを受けてきた等の過去がある
83	児童の様子	養育者への従順な態度	児童が養育者に過度に従順な態度をもつ
84	養育者の様子	訪問時の接触困難	インターフォンを押しても出てこないなど、養育者や児童への接触が困難
85	家族(きょうだい)情報/世帯情報	不自然/複数回の転居/転入出	「不自然」または「複数回」の転居・転入出歴がある
86	養育環境/生活状況	児童に配慮のない喫煙	養育者に、生活空間での児童に配慮のない喫煙がある
87	妊娠/出産	若年出産	妊娠が20歳未満(過去の若年妊娠・出産歴がある場合も含む)
88	重篤項目	養育者に、外出先での児童の置き去り行為がある	養育者に、外出先での児童の置き去り行為がある
89	養育者の様子	児童への口止め	養育者による(虐待行為等に関する)児童への口止めが疑われる
90	養育者の様子	身なりが整っていない/不衛生	養育者の身なりが整っていない・衛生的ではない
91	重篤項目	養育者が児童の身体の複数箇所を殴打している	養育者が児童の身体の複数箇所を殴打している
92	重篤項目	養育者に、道具を用いた体罰・暴力行為がある	養育者に、道具を用いた体罰・暴力行為がある(軽度の外傷や跡がない場合)

		(軽度の外傷や跡がない場合)	
93	重篤項目	児童に、腹部の鈍的外傷(素手や武器で殴る・蹴る等の行為による腹部外傷)がある	児童に、腹部の鈍的外傷(素手や武器で殴る・蹴る等の行為による腹部外傷)がある
94	重篤項目	世帯が生活困窮状態にある(その日の生活に困る)	世帯が生活困窮状態にある(その日の生活に困る)
95	児童の様子	学校/園での心身不調の訴え	学校で、保健室の出入りが頻繁にある、または、病気が疑われないのに体の不調を頻回に訴えている
96	初期情報	受賞起点からの時間経過	通告時点で、すでに受傷起点から時間が経過している
97	重篤項目	児童に新旧の混在した傷痕がある	児童に新旧の混在した傷痕がある
98	重篤項目	児童自身が保護・救済を求めている	児童自身が保護・救済を求めている
99	重篤項目	養育者の自殺企図・親子心中の未遂・ほのめかし(死にたい/殺したい)がある	養育者の自殺企図・親子心中の未遂・ほのめかし(死にたい/殺したい)がある
100	重篤項目	家庭内に、刃物等の武器を用いたDV行為(「殺すぞ」等の脅迫または暴力)が発生している	家庭内に、刃物等の武器を用いたDV行為(「殺すぞ」等の脅迫または暴力)が発生している
101	重篤項目	器質的な理由によらず児童の身長または体重が標準身長・標準体重の-2SDを下回っている	器質的な理由によらず児童の身長または体重が標準身長・標準体重の-2SDを下回っている
102	家族(きょうだい)情報/世帯情報	親族の介護	養育者が、児童の養育に並行して親族の介護を行なっている
103	重篤項目	養育者が、児童の保護・救済を求めている	養育者が、児童の保護・救済を求めている

104	妊娠/出産	乳幼児健診の未受診	乳幼児健診が未受診/未受診歴がある
105	家族(きょうだい)情報/世帯情報	きょうだいの疾患/障害等	きょうだいに重度の疾病・障害等がある
106	重篤項目	児童に自傷行為や自殺企図がある	児童に自傷行為や自殺企図がある
107	重篤項目	養育者が児童の養育(医療的対応含む)に関して拒否的、「世話をしたくない」等の訴えがある	養育者が児童の養育(医療的対応含む)に関して拒否的、「世話をしたくない」等の訴えがある
108	その他	今までに経験したことのない事例	今までに経験したことのない事例
109	重篤項目	養育者から、「このままでは何をするかわからない」「児童を殺してしまいそう」などの自己制御困難に関する訴えがある	養育者から、「このままでは何をするかわからない」「児童を殺してしまいそう」などの自己制御困難に関する訴えがある
110	重篤項目	養育者等世帯内の大人が、「家族に殺されるかもしれない」という恐怖を訴える	養育者等世帯内の大人が、「家族に殺されるかもしれない」という恐怖を訴える
111	児童の様子	身体接触の緊張/服を脱ぐことを嫌がる	児童が服を脱ぐことを極端に嫌がる//児童が、些細な身体接触でも身を固くする
112	養育者の様子	慢性的身体疾患/身体障害	養育者に慢性的な身体疾患/身体障害がある
113	家族(きょうだい)情報/世帯情報	登録外住所の居所/住所不定/放浪	住所不定・放浪・車上生活//児童が実際に生活している場所と、住所が異なる
114	児童の様子	家庭での食事が無い	児童が給食以外の食事を食べていない
115	重篤項目	小型円形熱傷(タバコ熱傷)、手形・つねった痕、ミミズ腫れなど、児童の身体に特徴的な形状の外傷・癒痕(古傷)がある	小型円形熱傷(タバコ熱傷)、手形・つねった痕、ミミズ腫れなど、児童の身体に特徴的な形状の外傷・癒痕(古傷)がある

		状の外傷・瘢痕(古傷)がある	
116	児童の様子	不衛生な身なり	児童に、身体や衣類の汚れ、異臭、シラミの発生、3日以上風呂に入っていない状態のいずれかがある
117	児童の様子	食べ物への執着	児童に食べ物への異常な執着がある
118	妊娠/出産	産後うつ	養育者に産後うつがある/あった
119	重篤項目	(乳児の場合のみ)移動を獲得する前の段階で児童に外傷がある	(乳児の場合のみ)移動を獲得する前の段階で児童に外傷がある
120	児童の様子	乳幼児の頻繁なおむつかぶれ	(乳幼児の場合)乳幼児において、おむつかぶれが(週明け等)頻繁に起こっている
121	児童の様子	睡眠の問題/悪夢の報告	児童が、悪夢を見たり、睡眠障害(入眠困難・中途覚醒等)を訴える
122	児童の様子	児童の収入が徴収される	(高校生以上の児童において)児童がアルバイト代を家に入れさせられている
123	児童の様子	未就学児童の体重減少	(未就学児童において)合理的な理由がなく、3ヶ月以上連続した体重の減少が生じている
124	初期情報	養育者または児童の現認がない	児童または養育者の、どちらか片方の様子が関係機関等によって現認できない
125	妊娠/出産	不妊治療/生殖補助医療	母親に不妊治療歴/複数回の生殖補助医療受診がある
126	重篤項目	家庭内で、首を絞める等の窒息につながるDV行為がある	家庭内で、首を絞める等の窒息につながるDV行為がある
127	重篤項目	児童の耳介や耳穴、または口の周囲(上下唇)や口内の挫傷・裂傷がある	児童の耳介や耳穴、または口の周囲(上下唇)や口内の挫傷・裂傷がある
128	重篤項目	児童および養育者の居所が不明	児童および養育者の居所が不明
129	重篤項目	養育者によって、児童に不適切な薬物投与がなされている	養育者によって、児童に不適切な薬物投与がなされている(意図的かどうかを問わない)

		(意図的かどうかを問わない)	
130	重篤項目	養育者が児童に、心中や自殺を強要する行為・発言がある	養育者が児童に、心中や自殺を強要する行為・発言がある
131	重篤項目	児童に鼓膜破裂・難聴・鼻中隔骨折などの耳鼻科的所見が認められる	児童に鼓膜破裂・難聴・鼻中隔骨折などの耳鼻科的所見が認められる











提示順3\_事例7

Table with 13 columns: 項目番号, 項目ラベル, 機関, 該当, 非該当, 不明-情報未取得, 項目番号, 項目ラベル, 機関, 該当, 非該当, 不明-情報未取得. It lists various cases and their associated data points.

提示順1\_事例7

Table with 13 columns: 項目番号, 項目ラベル, 機関, 該当, 非該当, 不明-情報未取得, 項目番号, 項目ラベル, 機関, 該当, 非該当, 不明-情報未取得. It lists various cases and their associated data points.









# 第7章 各虐待種別の予測におけるGlobal SHAP上位35項目

表 重篤な身体的虐待の予測に係るGlobal SHAP 上位35項目

順位	項目番号	厚労省区分	統合項目名	Global SHAP	Signed Global SHAP
1	2	養育者の様子	過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほめかし	0.609	0.609
2	16	養育者の様子	説明の回避/説明内容の虚偽	0.242	0.241
3	9	養育者の様子	怒りや突発的事態への対処困難	0.156	0.155
4	48	重篤項目	児童の身体に打撲痕や内出血などの外傷がある	0.152	0.152
5	17	家族(きょうだい)情報/世帯情報	きょうだいの係属履歴	0.118	-0.118
6	19	養育環境/生活状況	不適切な養育環境	0.117	-0.117
7	10	養育者の様子	児童の育てにくさ	0.110	0.093
8	12	養育者の様子	支援の拒絶/回避/無関心/支援者への態度に一貫性がない	0.109	-0.109
9	21	児童の様子	痛み/腫れ/むくみ/発熱/説明されない傷	0.092	0.092
10	3	養育者の様子	養育者の都合が養育より優先/生活が自己中心的	0.075	-0.075
11	15	養育環境/生活状況	養育負担の偏り/夜間監護がない	0.067	-0.067
12	91	重篤項目	養育者が児童の身体の複数箇所を殴打している	0.065	0.064
13	69	重篤項目	頭部の傷や髪の毛(後頭部まで確認)、上まぶた・顔面に点状の出血や痣、目の血走りなど、児童の頭部・顔面に外傷がある	0.064	0.064
14	34	家族(きょうだい)情報/世帯情報	人前での暴言/暴力/泣いてもあやさない様子	0.055	-0.055
15	20	家族(きょうだい)情報/世帯情報	経済不安/就労不安定	0.055	-0.053
16	98	重篤項目	児童自身が保護・救済を求めている	0.042	-0.042
17	121	児童の様子	睡眠の問題/悪夢の報告	0.036	-0.036
18	95	児童の様子	学校/園での心身不調の訴え	0.036	-0.036
19	8	児童の様子	養育者を過剰に支持する	0.028	-0.028
20	92	重篤項目	養育者に、道具を用いた体罰・暴力行為がある(軽度の外傷や跡がない場合)	0.024	0.024
21	115	重篤項目	小型円形熱傷(タバコ熱傷)、手形・つねった痕、ミミズ腫れなど、児童の身体に特徴的な形状の外傷・瘡痕(古傷)がある	0.022	0.022
22	28	その他	虐待種別の虐待が併発/混合	0.021	0.021
23	4	児童の様子	児童の情緒的問題/対人距離/愛着課題がある	0.020	-0.017
24	5	養育者の様子	態度から事態改善が見込まれない	0.019	-0.018
25	32	児童の様子	学業上での課題を抱える	0.019	-0.019
26	1	社会関係	支援/介入の困難/資源不足	0.018	-0.009
27	72	養育者の様子	児童の衣食住への極端なこだわり	0.018	0.018
28	86	養育環境/生活状況	児童に配慮のない喫煙	0.017	-0.017
29	58	重篤項目	養育者が児童の養育(医療的対応含む)に関して無関心	0.014	-0.014
30	26	家族(きょうだい)情報/世帯情報	家族構成/同居人変化	0.014	-0.014
31	27	重篤項目	虐待者が、虐待行為を正当化している	0.014	-0.011
32	6	養育者の様子	育児スキルの不足/不履行	0.013	0.006
33	76	重篤項目	虐待行為の可能性が高いと判断されるにもかかわらず、養育者が虐待を否定する・認めない	0.013	-0.009
34	64	重篤項目	養育者が、刃物や武器を使って家族を威嚇する	0.012	-0.012
35	7	児童の様子	過去の心理的/身体的虐待歴	0.012	0.010



表 重度ネグレクトの予測に係るGlobal SHAP 上位35項目

順位	項目 番号	厚労省区分	統合項目名	Global.SHAP	Signed.Global. SHAP
1	19	養育環境/生活状況	不適切な養育環境	0.521	0.521
2	3	養育者の様子	養育者の都合が養育より優先/生活が自己中心的	0.333	0.333
3	2	養育者の様子	過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほめかし	0.216	-0.216
4	6	養育者の様子	育児スキルの不足/不履行	0.202	0.202
5	5	養育者の様子	態度から事態改善が見込まれない	0.179	0.178
6	7	児童の様子	過去の心理的/身体的虐待歴	0.139	-0.139
7	15	養育環境/生活状況	養育負担の偏り/夜間監護がない	0.134	0.133
8	9	養育者の様子	怒りや突発的事態への対処困難	0.122	-0.122
9	13	養育者の様子	精神科既往歴/不安定/判断力の減退/養育困難	0.046	0.046
10	12	養育者の様子	支援の拒絶/回避/無関心/支援者への態度に一貫性がない	0.033	0.032
11	27	重篤項目	虐待者が、虐待行為を正当化している	0.031	0.031
12	53	養育者の様子	調査協力への無理解/非協力	0.029	0.029
13	28	その他	複数種別の虐待が併発/混合	0.029	0.029
14	1	社会関係	支援/介入の困難/資源不足	0.024	0.024
15	63	妊娠/出産	高齢出産	0.021	0.021
16	20	家族(きょうだい)情報/世帯情報	経済不安/就労不安定	0.019	0.019
17	74	児童の様子	児童の発達障害(疑い含む)	0.019	-0.019
18	16	養育者の様子	説明の回避/説明内容の疑念	0.016	0.014
19	108	その他	今までに経験したことのない事例	0.016	0.016
20	29	養育者の様子	虐待の黙認/擁護/認識欠如	0.015	0.015
21	52	養育者の様子	きょうだいとの差別的扱い	0.015	0.015
22	8	児童の様子	養育者を過剰に支持する	0.015	0.015
23	116	児童の様子	不衛生な身なり	0.013	0.013
24	10	養育者の様子	児童の育てにくさ	0.013	0.007
25	11	児童の様子	養育者に対する挑発/エスカレートする行為	0.013	-0.003
26	32	児童の様子	学業上での課題を抱える	0.012	-0.012
27	60	家族(きょうだい)情報/世帯情報	ひとり親家庭/夫婦同年齢差	0.012	0.012
28	18	児童の様子	摂食/排泄の異常/喘息やアレルギー	0.011	0.011
29	45	社会関係	地域社会からの孤立	0.011	0.011
30	41	家族(きょうだい)情報/世帯情報	内縁関係/ステップファミリー/登録のない大人の出入り	0.010	0.010
31	4	児童の様子	児童の情緒的問題/対人距離/愛着課題がある	0.010	0.010
32	88	重篤項目	養育者に、外出先での児童の置き去り行為がある	0.010	0.010
33	103	重篤項目	養育者が、児童の保護・救済を求めている	0.009	0.009
34	72	養育者の様子	児童の衣食住への極端なこだわり	0.009	-0.009
35	58	重篤項目	養育者が児童の養育(医療的対応含む)に関して無関心	0.007	0.007

表 性的虐待の予測に係るGlobal SHAP 上位35項目

順位	項目番号	厚労省区分	統合項目名	Global.SHAP	Signed.Global.SHAP
1	2	養育者の様子	過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほのかし	0.339	-0.338
2	10	養育者の様子	児童の育てにくさ	0.225	-0.223
3	6	養育者の様子	育児スキルの不足/不履行	0.217	-0.217
4	9	養育者の様子	怒りや突発的事態への対処困難	0.147	-0.147
5	4	児童の様子	児童の情緒的問題/対人距離/愛着課題がある	0.120	0.116
6	19	養育環境/生活状況	不適切な養育環境	0.101	-0.101
7	8	児童の様子	養育者を過剰に支持する	0.099	0.099
8	35	養育者の様子	児童への絶え間ない叱責/非難/拒絶/無視	0.094	-0.094
9	98	重篤項目	児童自身が保護・救済を求めている	0.088	0.088
10	7	児童の様子	過去の心理的/身体的虐待歴	0.086	-0.072
11	20	家族(きょうだい)情報/世帯情報	経済不安/就労不安定	0.083	-0.079
12	17	家族(きょうだい)情報/世帯情報	きょうだいの係属歴	0.083	0.082
13	76	重篤項目	虐待行為の可能性が高いと判断されるにもかかわらず、養育者が虐待を否定する・認めない	0.079	0.079
14	16	養育者の様子	説明の回避/説明内容の疑念	0.065	0.065
15	23	養育者の様子	うつ状態/無気力または妄想幻覚/躁状態がある	0.065	-0.065
16	48	重篤項目	児童の身体に打撲痕や内出血などの外傷がある	0.064	-0.064
17	55	養育者の様子	関係機関を非難/脅迫/支援の被害的受け取り	0.050	0.050
18	60	家族(きょうだい)情報/世帯情報	ひとり親家庭/夫婦間年齢差	0.049	-0.049
19	21	児童の様子	噛み傷/わずかな傷/説明されない傷	0.046	-0.046
20	85	家族(きょうだい)情報/世帯情報	不自然/複数回の転居/転入出	0.044	-0.044
21	13	養育者の様子	精神科既往歴/不安定/判断力の減退/養育困難	0.040	-0.033
22	11	児童の様子	養育者に対する挑発/エスカレートする行為	0.040	-0.040
23	28	その他	複数種別の虐待が併発/混合	0.038	0.038
24	49	養育者の様子	支援者への要求が多い	0.035	-0.034
25	108	その他	今までに経験したことのない事例	0.035	0.030
26	24	家族(きょうだい)情報/世帯情報	夫婦間葛藤/対立/話し合い困難/立場が対等ではない	0.033	0.033
27	15	養育環境/生活状況	養育負担の偏り/夜間監護がない	0.031	-0.008
28	1	社会関係	支援/介入の困難/資源不足	0.028	-0.022
29	121	児童の様子	睡眠の問題/悪夢の報告	0.028	0.028
30	96	初期情報	受賞起点からの時間経過	0.024	0.024
31	14	養育者の様子	養育者の家族外ストレス	0.023	-0.018
32	39	社会関係	近隣トラブル/養育者社会関係	0.023	-0.023
33	122	児童の様子	児童の収入が徴収される	0.023	0.023
34	31	養育者の様子	養育プレッシャー/育児不安/児童の障害等受容困難	0.021	-0.021
35	3	養育者の様子	養育者の都合が養育より優先/生活が自己中心的	0.020	0.019

表 その他の重篤項目の予測に係るGlobal SHAP 上位35項目

順位	項目番号	厚労省区分	統合項目名	Global SHAP	Signed Global SHAP
1	7	児童の様子	過去の心理的/身体的虐待歴	0.216	0.216
2	5	養育者の様子	態度から事態改善が見込まれない	0.169	0.169
3	13	養育者の様子	精神科既往歴/不安定/判断力の減退/養育困難	0.164	0.163
4	4	児童の様子	不適切な養育環境	0.127	0.127
5	19	養育環境/生活状況	不適切な養育環境	0.106	-0.106
6	2	養育者の様子	過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほめかし	0.100	0.100
7	15	養育環境/生活状況	養育負担の偏り/夜間監護がない	0.087	0.084
8	43	重篤項目	児童が帰宅を嫌がる・拒否する	0.080	0.080
9	1	社会関係	支援/介入の困難/資源不足	0.076	0.072
10	9	養育者の様子	怒りや突発的事態への対処困難	0.067	0.066
11	68	児童の様子	児童の帰宅不安/恐怖	0.059	0.059
12	16	養育者の様子	説明の回避/説明内容の疑念	0.058	-0.053
13	98	重篤項目	児童自身が保護・救済を求めている	0.055	0.055
14	11	児童の様子	養育者に対する挑発/エスカレートする行為	0.054	0.054
15	20	家族(きょうだい)情報/世帯情報	経済不安/就労不安定	0.038	0.038
16	6	養育者の様子	育戻スキル不足/不履行	0.038	0.025
17	26	家族(きょうだい)情報/世帯情報	家族構成/同居人変化	0.033	-0.033
18	14	養育者の様子	養育者に軽視したことのない事例	0.032	-0.001
19	108	その他	近隣トラブル/養育者社会関係	0.031	0.031
20	39	社会関係	児童の育てにくさ	0.030	0.030
21	10	養育者の様子	支援者への攻撃性	0.029	0.029
22	59	養育者の様子	養育者の都合が養育より優先/生活が自己中心的	0.025	0.025
23	3	養育者の様子	養育ブレッシャー/育児不安/児童の障害等受容困難	0.025	0.025
24	31	養育者の様子	きょうだいの係属歴	0.024	0.023
25	17	家族(きょうだい)情報/世帯情報	養育者が、現状解決されていない養育上の課題に対する解決方法を求めている	0.022	0.022
26	75	重篤項目	DVの疑い/過去のDV相談歴	0.019	0.019
27	51	養育者の様子	養育者や児童が、別の養育者に対して「殺されるかもしれない」「何をするかわからない」等の確信めいた不安や恐れを訴える	0.019	0.019
28	42	重篤項目	生活環境の違和感	0.018	0.018
29	40	養育環境/生活状況	養育者が児童の養育(医療的対応含む)に関して拒否的、「世話をしたくない」等の訴えがある	0.018	0.018
30	107	重篤項目	虐待者が、虐待行為を正当化している	0.017	-0.017
31	27	重篤項目	暴力を伴う問題行動	0.014	-0.014
32	33	児童の様子	ひとり親家庭/夫婦間年齢差	0.014	-0.014
33	60	家族(きょうだい)情報/世帯情報	支援者への要求が多い	0.014	-0.014
34	49	養育者の様子	児童の発達障害(疑い含む)	0.014	0.014
35	74	児童の様子		0.013	0.013

【調査票A】

パート1: 組織調査

- ・貴組織の基本情報やリスクアセスメントツールの利用状況に関してお尋ねします。
- ・回答困難(件数計上等に過度な負担が生じる場合等)な設問は、未記入・空欄で構いません

Part 1-a. 児童相談所および市区町村の基本情報調査

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません

○ 設問A1\_01: 2020年4月時点の管轄人口をご入力ください。

(不明な場合・確認が難しい場合はすぐに入手可能な最新の人口をご入力ください、また、人口規模の区分に用いるため、およその数値でも構いません)

◆ 人数  人 (カンマなし)

○ 設問A1\_02: 2019年度の虐待相談対応件数を記入してください

2019年度の福祉行政報告例に計上した数値をご記入ください

◆ 身体的虐待  件 (カンマなし)

◆ 心理的虐待  件 (カンマなし)

▷ 内、DV・面前暴力  件 (カンマなし)

◆ ネグレクト  件 (カンマなし)

◆ 性的虐待  件 (カンマなし)

○ 設問A1\_03: 現在対応中の児童虐待相談対応件数(市区町村の場合: 要対協で進行管理中の件数)を記入してください。

2020年11月30日時点(または、最新の進行管理情報)の数値をご記入ください

◆ 件数  件 (カンマなし)

Part 1-b. 児童相談所および市区町村のアセスメントツール利活用・運用実態の調査

※ご回答者様の所属部署におけるリスクアセスメントシート等の、各種関連アセスメントツール(以下、リスクアセスメントツール)についてお尋ねいたします。

○ 設問A2\_01: ご回答者様の所属部署ではリスクアセスメントツールの利用をしていますか?

はい

いいえ